

2021年度 履修の手引

薬 学 部

卒業まで使用しますので
必ず保管して下さい



21世紀を生き抜くチカラ。

北陸大学
HOKURIKU UNIVERSITY

目 次

I	教育ポリシー	1
	1. 北陸大学の使命・目的	
	2. 薬学部教育理念	
	3. 薬学部の人材養成の目的	
	4. 三つのポリシー	
II	カリキュラム	4
	1. 学科目各論	
	2. カリキュラム・マップ、ナンバリング	
	3. カリキュラム・ツリー	
III	授業・履修	13
	1. 学科目の区分	
	2. 単位制	
	3. 授業	
	4. 悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応	
	5. 受講手続	
	6. キャップ制	
	7. 履修	
IV	試験・成績	17
	1. 試験	
	2. 試験受験上の注意	
	3. 不正行為	
	4. 成績評価	
	5. 成績疑義照会制度	
	6. 成績通知	
V	進級・卒業	22
	1. 進級基準	
	2. 卒業要件	

Ⅵ 学籍の異動	23
---------------	----

1. 休学・復学・退学

Ⅶ 諸規程	24
-------------	----

北陸大学履修規程

北陸大学薬学部履修細則

北陸大学公認欠席等に関する細則

北陸大学成績疑義照会内規

北陸大学学生懲戒規程

北陸大学試験等不正行為規程

北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドライン

I 教育ポリシー

1. 北陸大学の使命・目的

「健康社会の実現」

2. 薬学部教育理念

人の命と健康を守る、医療の担い手としての薬剤師の養成をもって社会に貢献する。

3. 薬学部の人材養成の目的（学則第2条の2）

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び高度な薬学の知識・技能を身につけ、臨床の現場で実践的な能力を発揮できる薬剤師を養成する。

4. 三つのポリシー

【大学全体】

○卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：D P）

本学は、「自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成」を建学の精神・教育理念とし、大学の使命である「健康社会の実現」のために、グローバルな視点を持ちつつ地域に貢献する人材を育成することを目的としている。本学の各学位プログラムの課程を修了し、以下の資質・能力を備えた者に学位を授与する。

（知識・技能）

（1）健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。

（2）専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。

（思考力・判断力・表現力）

（3）知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。

（4）自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。

（主体性・多様性・協働性）

（5）多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。

（6）自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：C P）

（教育課程編成）

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を養成するため、幅広い教養や専門教育の基盤となる一般教育科目、専門分野を体系的に学ぶ専門教育科目、その他必要となる科目を設置し、順次性のある体系的な教育課程を編成する。授業は、双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を適切に組み合わせで行う。

なお、上級年次で展開する専門分野の知識・技能などを学ぶために、初年次では、設定した目標に向かって、主体的に行動できる習慣と自己管理能力を身につけられる教育を行う。

学生の履修を支援するため、シラバスとともに、科目間の関連や学修の順序を履修系統図、ナンバリングや履修モデル等で明示する。

(学修方法)

- (1) 全科目で、主体的・対話的で深い学びが実現されるように、能動的学修を取り入れる。
- (2) 現実社会で活用できる知識・技能を修得し、社会の一員としての役割を自覚するために、地域・社会・海外等において、教室外学修プログラムを提供する。
- (3) 主体的な学びの確立のために、すべての授業において、授業時間外学修を促進する。

(学修成果の評価)

- (1) 授業科目のシラバスに評価基準を具体的かつ多面的に明示し、学生の成長を促進するための厳格な成績評価を行う。
- (2) ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況については、学修到達度調査や卒業論文、卒業研究の成果物等によって評価する。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本学では、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を総合的に身につけている学生の育成を目指し、以下のような資質・能力・意欲を持った人を広く受け入れるため、多様な選抜方法により、多面的・総合的な評価を行う。

- (1) 専攻する学位プログラムの教育内容が理解できるように必要な基礎学力を身につけている人
- (2) 自らの考えを順序立てて伝えることができる人
- (3) 多様な文化・価値観を持つ人々に対して理解と共感を示し、他者と協力して何事にも積極的に取り組む意欲のある人

(注記)

・シラバス

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。

・履修系統図

学生が身につける知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図

・ナンバリング

授業科目に適切な番号を付し分類することで、学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。

・学修到達度調査

学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等の直接評価により学生の知識・技能・態度等を測定する方法の総称。

【薬学部】

○卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

人材養成の目的に基づき、以下の能力（知識・技能・態度）を身につけ、本学部の所定の単位を修得した者に対して、卒業を認定し、学士（薬学）の学位を授与する。

- (1) 医療や人の健康に携わる専門家として幅広い教養を身につけている。
- (2) 医療人としての自覚を持ち、倫理観、使命感、責任感を有している。
- (3) 薬の専門家として必要な科学力を身につけている。
- (4) 患者・生活者本位の視点に立ち、薬剤師として最善を尽くす信念と態度を有している。

- (5) 薬剤師として、チーム医療及び地域の保健・医療に参画するために必要な実践的な能力とコミュニケーション能力を有している。
- (6) 薬剤師として、個々の患者に適した安全で有効な薬物療法を実践する能力を有している。
- (7) 論理的思考に基づく問題発見・解決能力を有している。
- (8) 薬学・医療の進歩に対応するために、生涯にわたり自己研鑽し続けるとともに次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有している。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：C P）

人材養成の目的に基づき、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した以下の教育課程を編成する。

- (1) 医療や人の健康に携わる者として幅広い教養を学ぶため、人文科学系科目、社会科学系科目、語学系科目等を開講し、さらに1・2年次にアクティブラーニングを主体とした「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」「医療人」等の科目を提供することで薬学を学ぶ土台づくりをする。
- (2) 医療人である薬剤師としての倫理観、使命感、責任感を醸成するため、低学年では「医療人」等を、上級学年では「薬剤師倫理」等の科目を設ける。
- (3) 薬の専門家として必要な科学力を身につけるため、全学年で薬学基礎系、衛生薬学系、医療薬学系の薬学専門科目を、1～4年次で各種の実習科目を開講する。
- (4) 患者・生活者本位の視点に立ち、薬剤師として最善を尽くす信念と態度を醸成するため、低学年では「早期体験学習」を、また、上級学年では「臨床薬学実習」「実務実習事前学習Ⅰ・Ⅱ」等の体験型学習を展開する。
- (5) 薬剤師としてチーム医療及び地域の保健・医療に参画する上で必要な実践的な能力とコミュニケーション能力を身につけるため、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」を中心としたアクティブラーニング型授業に始まり、「実務実習事前学習Ⅰ・Ⅱ」「病院・薬局実務実習」「卒業研究」に至る体系的なプログラムを展開する。
- (6) 薬剤師として個々の患者に適した安全で有効な薬物療法を実践する能力を身につけるため、医療薬学系、薬学臨床系科目を配置する。
- (7) 論理的思考に基づく問題発見・解決能力を身につけるため、臨床薬学コースと薬科学コースからなる「卒業研究」を実施する。
- (8) 生涯にわたり自己研鑽し続けるとともに、次世代を担う人材を育成する能力・素養を身につけるため、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」から「総合薬学演習」に至る体系的なプログラムを展開する。

なお、これらのポリシーに基づき編成したカリキュラムの全容はカリキュラムマップに示し、個々の授業の目的と概要、学習目標、妥当性・信頼性のある成績評価方法、授業計画をシラバスに記載することによりカリキュラムの体系的性を担保し可視化する。

また、質保証の観点から学修成果の評価は、教育プログラム（またはユニット）の終了後もしくは終盤においてパフォーマンス課題を用いて行う。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：A P）

本学の建学の精神に共感し、以下の能力・意欲を持った人を受け入れる。

- (1) 薬学を学ぶにあたり、高等学校卒業程度の知識を修得し、活用する力を有する人
- (2) 薬学に興味を持ち、薬剤師として健康社会の実現に貢献しようとする強い意欲を有する人
- (3) 人とのコミュニケーションを大切にし、多様な人々と協働する態度を有する人
- (4) 基礎的科学力を身につけ、薬学分野での研究を志す人

Ⅱ カリキュラム

1. 学科目各論

薬学部で修得すべき単位はⅠ・Ⅱ群科目あわせて190単位以上であり、各学年で開講される科目の確実な勉学が要求されます。このとき、スタディ・スキルズを持たず、また、自学修の習慣が身につけていない学生は、学年が進むにつれ苦しい事態を招くことになります。単に単位を取得するだけになったり、また、単位未修得科目を残し、その数によっては留年ということになったりします。これを避ける唯一の方法は、自分の力で自主的・積極的に学修を進めてゆくことのできる力（学修力）を身につけることです。

1、2年次に開講される「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」で、これからの学びを進めてゆく上で必要不可欠な技術—スタディ・スキルズ（聴く・読む・調べる・整理する・まとめる・書く・表現する・伝える・考えるという9つの力）—と学び主体の生活習慣・勉学習慣を少人数ゼミ形式で学びます。

(1) Ⅰ群

本学では、薬剤師として豊かな人間性を養い、幅広い教養を身につけることを目的として、Ⅰ群を1・2年次に開講しています。

なお、Ⅰ群は「総合教養教育科目」の「教養科目」（必修科目・選択科目）、「語学」（必修科目・選択科目）、「薬学準備教育科目」の「薬学準備教育」（必修科目）、「実習系科目」（必修科目）の4つの科目区分で構成されています。

「語学」については、国際的に通用する薬剤師の養成を目的に必修科目として「英語」を開講しています。

●総合教養教育科目

授 業 科 目		必・選	単位数	配当年次
教養科目	北 陸 大 学 の 学 び	必修	1	1 年前期
	社 会 学	選択	2	1 年
	哲 学	選択	2	1 年
	法 学（日本国憲法）	選択	2	1 年
	心 理 学	選択	2	1 年
	北 陸 の 文 化 と 社 会	選択	2	1 年
	国 際 関 係 論	選択	2	1 年
	経 済 学	選択	2	1 年
	社 会 保 障 と 福 祉	選択	2	1 年
語学	ス ポ ー ツ	選択	1	1 年
	英 語 I	必修	1	1 年前期
	英 語 II	必修	1	1 年後期
	英 語 III	必修	1	2 年前期
	英 語 IV	必修	1	2 年後期
	英 会 話 I	選択	1	1 年
	英 会 話 II	選択	1	2 年
	中 国 語 I	選択	1	1 年
	中 国 語 II	選択	1	2 年

※ 実際の開講期は各学期の授業時間割により示します。

※ 英語科目については、受講クラスが指定されていますので、授業時間割に従って受講してください。

※ 「英会話Ⅰ・Ⅱ」「中国語Ⅰ・Ⅱ」は受講生数の制限を設けています。詳細については、ガイダンスで案内します。実際の開講期は各学期の授業時間割により示します。

●薬学準備教育科目

授 業 科 目		必・選	単位数	配当年次
薬学準備教育	化 学	必修	1.5	1 年前期
	物 理 学	必修	1.5	1 年前期
	生 物 学	必修	1.5	1 年前期
	数 学	必修	1.5	1 年前期
	情 報 リ テ ラ シ ー	必修	1.5	1 年前期
	基 礎 ゼ ミ I	必修	2	1 年通年
	基 礎 ゼ ミ II	必修	1	2 年前期
実習系科目	早 期 体 験 学 習	必修	1	1 年後期
	薬 学 基 礎 実 習	必修	1	1 年後期

(2) II 群

卒業に必要なII群（薬学専門教育科目）の単位数は、必修科目で薬学専門教育科目113.5単位、実習系科目40単位、選択科目9単位以上の合計162.5単位以上です。

① 薬学共用試験について

4年次後期、臨床実習に入る前に学生の臨床実習に必要な基本的な臨床能力（知識・技能・態度）を適切に評価するため、全国統一の薬学共用試験が行われます。実施方法は「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を対象範囲にした「Computer Based Testing (CBT)」と「Objective Structured Clinical Examination (OSCE)」の2本立てで行われます。

CBT (Computer Based Testing)

コンピュータを用いた知識評価のための多岐選択形式の試験。種々の難度の問題の組み合わせや採点がコンピュータを用いて行われます。

OSCE (Objective Structured Clinical Examination)

客観的臨床能力試験。臨床実習を行う際に必要とする基本的な臨床能力（患者・来局者対応、薬剤の調製など）を客観的に評価するための試験です。

② 病院・薬局実務実習について

4～5年次に5ヵ月間の実習が義務付けられており、病院及び薬局で実習を行います。病院・薬局実務実習は、臨床に関わる実践的能力の伸長・向上を目的としています。

学 科 目		配当年次と単位数												
		単 位 数	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修（講義）	医 療 人	1.5	1.5											
	高 齢 者 の 心 理 ・ 行 動	1					1							
	薬 剤 師 倫 理 会	1							1					
	薬 学 と 社 会	1.5				1.5								
	薬 事 関 連 法 規 I	1.5						1.5						
	薬 事 関 連 法 規 II	1.5							1.5					
	基 礎 物 理 化 学	1.5	1.5											
	物 理 化 学 I	1.5		1.5										
	物 理 化 学 II	1.5			1.5									
	物 理 化 学 III	1.5				1.5								
	分 析 化 学 I	1.5		1.5										
	分 析 化 学 II	1.5			1.5									
	分 析 化 学 III	1.5				1.5								
	基 礎 有 機 化 学	1.5	1.5											
	有 機 化 学 I	1.5		1.5										
	有 機 化 学 II	1.5			1.5									
	有 機 化 学 III	1.5				1.5								
	無 機 化 学	1.5		1.5										
	生 体 分 子 学 I	1.5			1.5									
	生 体 分 子 学 II	1.5				1.5								
	生 薬 学	1.5			1.5									
	天 然 物 化 学	1.5					1.5							
	細 胞 生 物 学	1.5		1.5										
	生 化 学 I	1.5	1.5											
	生 化 学 II	1.5		1.5										
	生 化 学 III	1.5			1.5									
	機 能 形 態 学 I	1.5		1.5										
	機 能 形 態 学 II	1.5			1.5									
	機 能 形 態 学 III	1.5				1.5								
	微 生 物 学	1.5			1.5									
	生 体 防 御 学	1.5				1.5								
	栄 養 ・ 食 品 衛 生 学	1.5					1.5							
	公 衆 衛 生 学	1.5						1.5						
	環 境 衛 生 学	1.5							1.5					
	薬 毒 物 衛 生 学	1.5								1.5				
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 I	1.5				1.5								
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 II	1.5					1.5							
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 III	1.5					1.5							
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 IV	1.5						1.5						
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 V	1.5						1.5						
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 VI	1.5							1.5					
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 VII	1.5								1.5				
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 VIII	1.5									1.5			
	薬 理 ・ 薬 物 治 療 IX	1.5									1.5			
	臨 床 検 査 学	1.5						1.5						
	臨 床 薬 学 I	1.5								1.5				
臨 床 薬 学 II	1									1				
臨 床 薬 学 III	1										1			
調 剤 学	1.5									1.5				
医 薬 品 情 報 学	1.5									1.5				
臨 床 統 計 学	1.5								1.5					
薬 物 動 態 学 I	1.5						1.5							
薬 物 動 態 学 II	1.5							1.5						
製 剤 学	1.5						1.5							
製 剤 設 計 学	1.5								1.5					
医 療 英 語	1						1							
臨 床 英 会 話	1								1					

学 科 目		単 位 数	配当年次と単位数											
			1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修 (演習)	薬 学 演 習 I	2					← 2 →							
	薬 学 演 習 II	2							← 2 →					
	卒 業 研 究	20								← 20 →				
	総 合 薬 学 演 習	7												7

選択 (講義)	天 然 薬 物 入 門 *	1.5		1.5										
	漢 方 医 薬 学 概 論 *	1.5				1.5								
	看 護 学 *	1.5				1.5								
	ブ ロ セ ス 化 学 *	1.5					1.5							
	香 粧 品 科 学 *	1.5					1.5							
	和 漢 薬 物 学 *	1.5						1.5						
	薬 毒 物 代 謝 学 *	1.5							1.5					
	医 薬 品 研 究 開 発 概 論 *	1.5							1.5					
	放 射 薬 品 学 *	1.5								1.5				
	法 医 裁 判 化 学 *	1.5								1.5				
	先 端 医 療 概 論 *	1.5								1.5				

自由科目 (演習)	地 域 薬 学 研 究 ☆	1			← 1 →									
	グ ロ ー バ ル 医 療 人 I ☆	1		← 1 →										
	グ ロ ー バ ル 医 療 人 II ☆	1							← 1 →					
	グ ロ ー バ ル 医 療 人 III ☆	1							← 1 →					

必修 (実習)	生 化 学 系 実 習	1.5			1.5									
	物理化学・分析化学系実習	1.5			1.5									
	有 機 化 学 系 実 習	1.5				1.5								
	生 体 防 御 系 実 習	1.5				1.5								
	薬 理 系 実 習	1.5					1.5							
	天 然 物 化 学 系 実 習	1.5					1.5							
	臨 床 薬 学 実 習	1.5						1.5						
	薬 剤 系 実 習	1.5						1.5						
	衛 生 環 境 系 実 習	1.5						1.5						
	実 務 実 習 事 前 学 習 I	3.5							3.5					
	実 務 実 習 事 前 学 習 II	3								3				
	病 院 ・ 薬 局 実 務 実 習	20								← 20 →				

※ 授業科目横に*の付記がある場合は選択科目です。

※ 授業科目横に☆の付記がある場合は自由科目です。

※ 「グローバル医療人Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、海外研修に伴う一連のプログラム（事前・事後学習、現地プログラム、レポート等）を修了することにより、単位の認定を受けることができます。対象となるプログラム及び申込方法等については別途掲示にて案内します。

※ 「地域薬学研究」は、薬学部に関連する学外研修及び研修に伴う講義等の一連のプログラム（事前・事後学習、プログラム、レポート等）を修了することにより、単位の認定を受けることができます。対象となるプログラム及び申込方法等については別途掲示にて案内します。

2. カリキュラム・マップ、ナンバリング

カリキュラム・マップは、ディプロマ・ポリシー（DP）に定める学修成果と各授業科目の関連を示しています。

ナンバリングとは、授業科目に番号を付け、分類することで、学修の段階や順序を表し、教育課程の体系的性を示す仕組みのことです。

カリキュラム・マップ、ナンバリング

人材養成の目的									
医療人としての倫理観、使命感、責任感及び高度な薬学の知識・技能を身につけ、臨床の現場で実践的な能力を発揮できる薬剤師を養成する。									
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）									
【大学】									
（知識・技能）									
（1）健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。									
（2）専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。									
（思考力・判断力・表現力）									
（3）知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。									
（4）自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。									
（主体性・多様性・協働性）									
（5）多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。									
（6）自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。									

学科課程	学科目	学科目分類	ナンバリング	授 業 科 目	単位数	配当年次	薬学部での学修成果との関連（◎=強く関連、○=関連） ※各科目はDPのいずれにも該当するが、特に関連が強いDPに「◎」「○」を付している													
							薬学部でのDP													
							(1)医療や人の健康に携わる専門家として幅広い教養を身につけている	(2)医療人としての自覚を持ち、倫理観、使命感、責任感を有している	(3)薬の専門家としての必要な科学力を身につけている	(4)患者・生活者本位の視点に立ち、薬剤師として最善を尽くす信念と態度を有している	(5)薬剤師として、チーム医療及び地域の保健・医療に参画するために必要な実践的な能力とコミュニケーション能力を有している	(6)薬剤師として、個々の患者に適切な安全な薬物療法を有している	(7)論理的思考に基づく問題発見・解決能力を有している	(8)薬学・医療の進歩に対応するために、生涯にわたり自己研鑽し続けるとともに次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有している						
							大学DPとの関連													
							(1)	(5)	(1)	(2)	(5)	(3)	(5)	(2)	(3)	(4)	(2)	(6)		
(Ⅰ群) 総合教養教育科目 General Education *1	教養科目 General Subjects *2		GEGS101	北 陸 大 学 の 学 び	1	1	◎													
			GEGS102	社 会 学	* 2	1	◎													
			GEGS103	哲 学	* 2	1	◎													
			GEGS104	法 学（日本国憲法）	* 2	1	◎													
			GEGS105	心 理 学	* 2	1	◎													
			GEGS106	北 陸 の 文 化 と 社 会	* 2	1	◎													
			GEGS107	国 際 関 係 論	* 2	1	◎													
			GEGS108	経 済 学	* 2	1	◎													
			GEGS109	社 会 保 障 と 福 祉	* 2	1	◎													
			GEGS110	ス ポ ー ツ	* 1	1	◎													
	語学 Language *3		GELA101	英 語	I 1	1	○													
GELA102			英 語	II 1	1	○														
GELA201			英 語	III 1	2	○														
GELA202			英 語	IV 1	2	○														
GELA103			英 会 話 I	* 1	1	○														
GELA203			英 会 話 II	* 1	2	○														
GELA104			中 国 語 I	* 1	1	○														
GELA204			中 国 語 II	* 1	2	○														
(Ⅰ群) 薬学準備教育科目 Preparatory Subject *4	薬学準備教育科目 Preparatory Pharmacy Education *5		PRPP101	化 学	1.5	1	○			○										
			PRPP102	物 理	1.5	1	○			○										
			PRPP103	生 物	1.5	1	○			○										
			PRPP104	数 学	1.5	1	○			○										
			PRPP105	情 報 リ テ ラ シ ー	1.5	1	○			○										
			PRPP106	基 礎 ゼ ミ I	2	1	○			○				○			○		○	
			PRPP201	基 礎 ゼ ミ II	1	2	○			○				○			○		○	
	実習系科目 Practical Training Subjects *6		PRPT101	早 期 体 験 学 習	1	1				◎			○		○					
			PRPT102	薬 学 基 礎 実 習	1	1	○			○										
(Ⅱ群) 薬学専門教育科目 Pharmaceutical Specialized Education *7	専門科目 Specialized Subjects	基本事項 FM *8 Fundamental Matter	PSFM101	医 療 人	1.5	1			◎											
			PSFM301	高 齢 者 の 心 理 ・ 行 動	1	3			◎			○		○						
			PSFM401	薬 剤 師 倫 理	1	4			◎			○		○						
			PSPS201	薬 学 と 社 会	1.5	2			◎										○	
		薬学と社会 PS *9 Pharmacy and Society	PSPS301	薬 事 関 連 法 規 I	1.5	3			◎										○	
			PSPS401	薬 事 関 連 法 規 II	1.5	4			◎										○	
			PSBP101	基 礎 物 理 化 学	1.5	1					◎									
		薬学基礎 BP *10 Basic Pharmacy	PSBP102	物 理 化 学 I	1.5	1					◎									
			PSBP201	物 理 化 学 II	1.5	2					◎									
			PSBP202	物 理 化 学 III	1.5	2					◎									
			PSBP103	分 析 化 学 I	1.5	1					◎									
			PSBP203	分 析 化 学 II	1.5	2					◎									
			PSBP204	分 析 化 学 III	1.5	2					◎									
			PSBP104	基 礎 有 機 化 学	1.5	1					◎									
			PSBP105	有 機 化 学 I	1.5	1					◎									
			PSBP205	有 機 化 学 II	1.5	2					◎									
			PSBP206	有 機 化 学 III	1.5	2					◎									
			PSBP106	無 機 化 学	1.5	1					◎									
			PSBP207	生 体 分 子 学 I	1.5	2					◎									
			PSBP208	生 体 分 子 学 II	1.5	2					◎									
			PSBP209	生 薬 学	1.5	2					◎									
			PSBP301	天 然 物 化 学	1.5	3					◎									
			PSBP107	細 胞 生 物 学	1.5	1					◎									
			PSBP108	生 化 学 I	1.5	1					◎									
			PSBP109	生 化 学 II	1.5	1					◎									
			PSBP210	生 化 学 III	1.5	2					◎									
			PSBP110	機 能 形 態 学 I	1.5	1					◎									
			PSBP211	機 能 形 態 学 II	1.5	2					◎									
			PSBP212	機 能 形 態 学 III	1.5	2					◎									
			PSBP213	微 生 物 学	1.5	2					◎									
			PSBP214	生 体 防 御 学	1.5	2					◎									

学科課程	学科目	学科目分類	ナンバリング	授 業 科 目	単位数	配当年次	薬学部の学修成果との関連 (◎=強く関連、○=関連) ※各科目はDPのいずれにも該当するが、特に関連が強いDPに「◎」「○」を付している										
							薬学部のDP										
							(1)医療や人の健康に携わる専門家として幅広い教養を身につけている	(2)医療人としての自覚を持ち、倫理観、使命感、責任感を有している	(3)薬の専門家としての必要な科学力を身につけている	(4)患者・生活者本位の視点に立ち、薬剤師として最善を尽くす信念と態度を有している	(5)薬剤師として、チーム医療及び地域の保健・医療に参画するために必要な実践的な能力とコミュニケーション能力を有している	(6)薬剤師として、個々の患者に適した安全な薬物療法を実践する能力を有している	(7)論理的思考に基づく問題発見・解決能力を有している	(8)薬学・医療の進歩に対応するために、生涯にわたり自己研鑽し続けるとともに次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有している			
							大学DPとの関連										
							(1) (5)	(1)	(2)	(5)	(3) (5)	(2) (3)	(4)	(2) (6)			
(Ⅱ群) 薬学専門教育科目 Pharmaceutical Specialized Education *7	専門科目 Specialized Subjects	衛生薬学 HY *11 Hygienic Pharmacy	PSHY301	栄 養 ・ 食 品 衛 生 学	1.5	3				◎		○		○			
			PSHY302	公 衆 衛 生 学	1.5	3				◎		○		○			
			PSHY303	環 境 衛 生 学	1.5	3				◎		○		○			
			PSHY401	薬 毒 物 衛 生 学	1.5	4				◎		○		○			
		医療薬学 CL *12 Clinical Pharmacy	PSCL201	薬 理 ・ 薬 物 治 療 I	1.5	2				◎				○			
			PSCL202	薬 理 ・ 薬 物 治 療 II	1.5	2				◎				○			
			PSCL203	薬 理 ・ 薬 物 治 療 III	1.5	2				◎				○			
			PSCL301	薬 理 ・ 薬 物 治 療 IV	1.5	3				◎				○			
			PSCL302	薬 理 ・ 薬 物 治 療 V	1.5	3				◎				○			
			PSCL303	薬 理 ・ 薬 物 治 療 VI	1.5	3				◎				○			
			PSCL304	薬 理 ・ 薬 物 治 療 VII	1.5	3				◎				○			
			PSCL401	薬 理 ・ 薬 物 治 療 VIII	1.5	4				◎				○			
			PSCL402	薬 理 ・ 薬 物 治 療 IX	1.5	4				◎				○			
			PSCL305	臨 床 検 査 学	1.5	3				◎				○			
			PSCL403	臨 床 薬 学 I	1.5	4				◎				○			
			PSCL404	臨 床 薬 学 II	1	4				○				◎		○	
			PSCL405	臨 床 薬 学 III	1	4				○				◎		○	
			PSCL406	調 剤 学	1.5	4				◎				○			
			PSCL407	医 薬 品 情 報 学	1.5	4				◎				○			
			PSCL306	臨 床 統 計 学	1.5	3				◎				○			
			PSCL307	薬 物 動 態 学 I	1.5	3				◎				○			
			PSCL308	薬 物 動 態 学 II	1.5	3				◎				○			
			PSCL309	製 剤 学	1.5	3				◎				○			
			PSCL310	製 剤 設 計 学	1.5	3				◎				○			
		専門語学 EN *13 English for Pharmacy	PSEN301	医 療 英 語	1	3		○				◎					
			PSEN401	臨 床 英 会 話	1	4					○	◎					
			PSEX301	薬 学 演 習 I	2	3			○	○	○	○	○	○	○	○	
		演習科目 EX *14 Exercise Subjects	PSEX401	薬 学 演 習 II	2	4			○	○	○	○	○	○	○	○	
			選択科目 OP *15 Optional Subjects	PSOP101	天 然 薬 物 入 門 *	1.5	1		◎		○						
				PSOP201	漢 方 医 薬 学 概 論 *	1.5	2				◎				○		
		PSOP202		看 護 学 *	1.5	2				○		◎					
		PSOP301		ブ ロ セ ス 化 学 *	1.5	3			○		○				○		
		PSOP302		香 粧 品 科 学 *	1.5	3			○		○						
		PSOP303		和 漢 薬 物 学 *	1.5	3				◎				○			
		PSOP401		薬 毒 物 代 謝 学 *	1.5	4				◎			○			○	
		PSOP402		医 薬 品 研 究 開 発 概 論 *	1.5	4				◎							
		PSOP403		放 射 薬 品 学 *	1.5	4				◎			○				
		PSOP404		法 医 裁 判 化 学 *	1.5	4				◎			○			○	
		PSOP405		先 端 医 療 概 論 *	1.5	4					◎						
		自由科目 DS *16 Do not belong Subjects		PSDS101	地 域 薬 学 研 究 ☆	1	1-4		○								
			PSDS102	グ ロ ー バ ル 医 療 人 I ☆	1	1-2							◎			○	
			PSDS301	グ ロ ー バ ル 医 療 人 II ☆	1	3-6							◎			○	
			PSDS302	グ ロ ー バ ル 医 療 人 III ☆	1	3-6							◎			○	
		薬学研究 PR *17 Pharmaceutical Research	PSPR401	卒 業 研 究	20	4-6		○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	
			PSEX601	総 合 薬 学 演 習	7	6		○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	
	実習系科目 Practical Training Subjects *18		PSPT201	生 化 学 系 実 習	1.5	2				◎					○		
			PSPT202	物 理 化 学 ・ 分 析 化 学 系 実 習	1.5	2				◎					○		
			PSPT203	有 機 化 学 系 実 習	1.5	2				◎					○		
			PSPT204	生 体 防 御 系 実 習	1.5	2				◎					○		
			PSPT301	薬 理 系 実 習	1.5	3				◎					○		
			PSPT302	天 然 物 化 学 系 実 習	1.5	3				◎					○		
			PSPT303	臨 床 薬 学 系 実 習	1.5	3				◎				○	○		
			PSPT304	薬 剤 系 実 習	1.5	3				○				◎			
			PSPT305	衛 生 環 境 系 実 習	1.5	3				◎	○			○			
			PSPT401	実 務 実 習 事 前 学 習 I	3.5	4				◎		◎	◎	◎	○		
			PSPT402	実 務 実 習 事 前 学 習 II	3	4				◎		◎	◎	◎	○		
			PSPT403	病 院 ・ 薬 局 実 務 実 習	20	5		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	

●科目ナンバリング

構成: ABCD123

大分類, 中・小分類, 配当年次, 通し番号

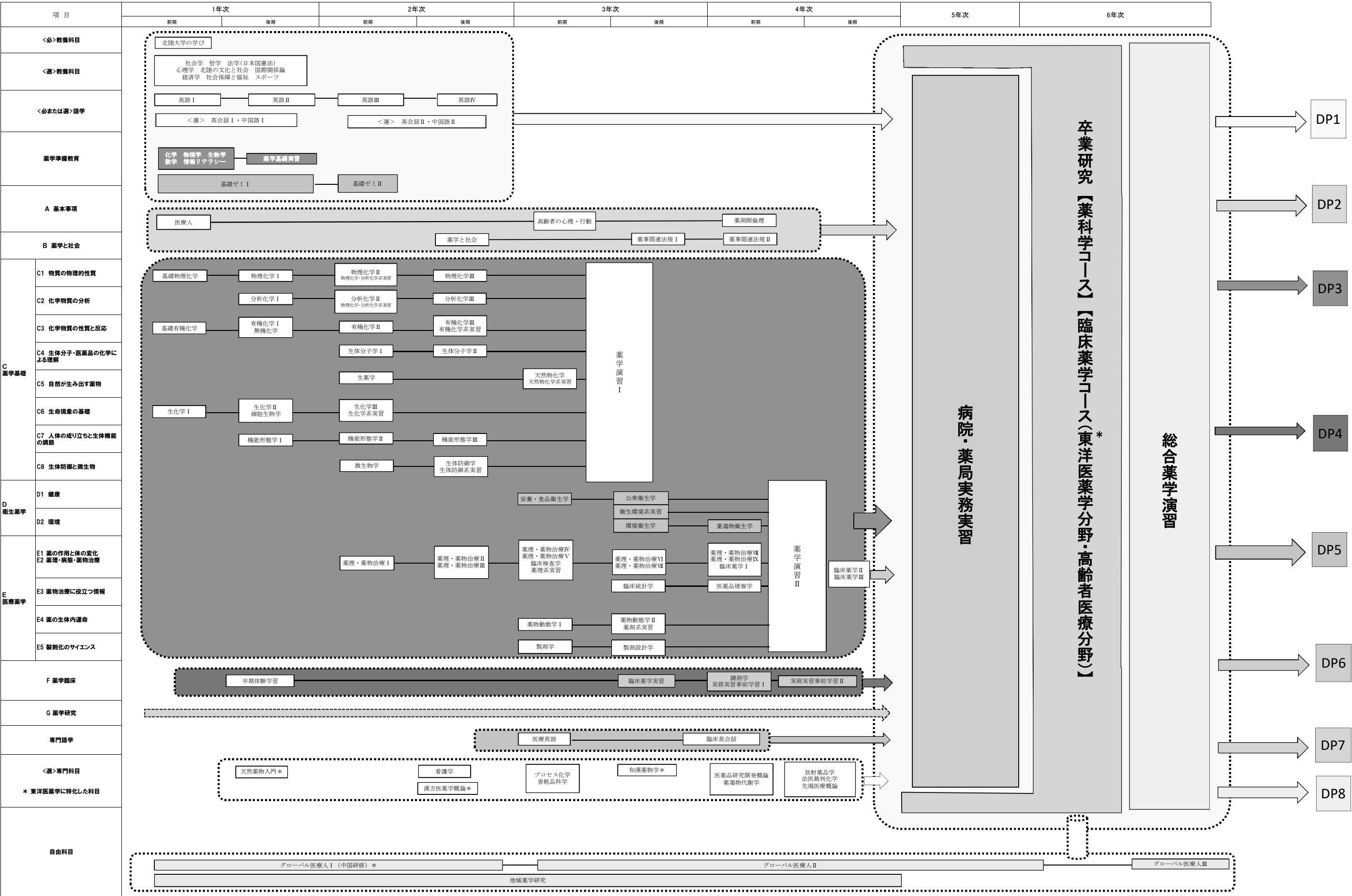
英語表記: *1~18 大分類 *1、*4、*7
中・小分類 *2~3、*5~6、*8~18

●備考

- ※ 授業科目横に*の付記がある場合は選択科目です。
- ※ 授業科目横に☆の付記がある場合は自由科目です。

3. カリキュラム・ツリー

カリキュラム・ツリー（履修系統図）とは、学生が卒業までに身につけるべき知識や能力を得るため、各授業科目がどのように配置され、関連性があるのかを示しています。

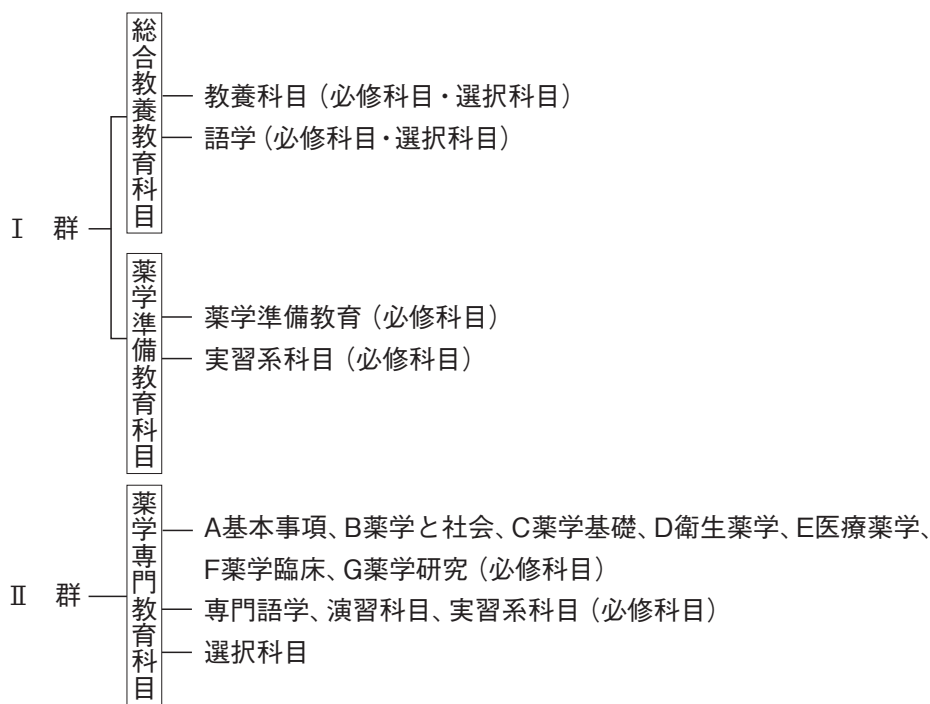


Ⅲ 授業・履修

1. 学科目の区分

すべての学科目（科目）は、次のように分類されます。

(1) 学科目



(2) 科目

科目は、次のように分類されます。

- a. 必修科目－必ず履修しなければならない科目
- b. 選択科目－指定された科目の中から選択して履修できる科目
- c. 自由科目－進級、卒業及び課程履修に必要な単位とはならない科目

2. 単位制

本学における教育課程は、学年制を加味した単位制を採用しています。

各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間（授業時間と予習・復習時間の自学修時間）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としますが、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算しています。

- (1) 講義及び演習については、原則として15時間をもって1単位とします。ただし、授業科目によっては、30時間をもって1単位とすることがあります。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とします。

授業時間数の算定に当たっては、原則として、実時間数により計算します。

「卒業研究」、「総合薬学演習」、「地域薬学研究」、「グローバル医療人Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「病院・薬局実務実習」、「実務実習事前学習Ⅰ・Ⅱ」等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めています。

3. 授業

授業は、原則として講義90分、演習90分、実習225分（ただし、実務実習事前学習Ⅰ・Ⅱは除く）で行われ、学期ごとに配布される「授業時間割」に従って実施されます。

「授業時間割」の見方

（例）

クラス	9：15～10：45
P 1	生物学 ←
P 2	102 PN 武本 ←
P 3	↑
P 4	英語Ⅰ 301P 井上
P 5	英語Ⅰ 302A 斉藤
P 6	英語Ⅰ 303F 半井

授業科目名

教員名

講義室名

…講義室番号は、数字と建物の記号で表します。先頭数字は、階を表します。

[太陽が丘キャンパス] …301F（Fは1号棟）

302（数字のみは2号棟）

210H（Hは3号棟）

[薬学キャンパス] …201P（Pは第1薬学棟）

202PN（PNは第2薬学棟）

201A（Aは薬学別館）

101L（Lは実験科学棟）



クラス分け

授業によってクラス編成が異なります。

4. 悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応

悪天候等に伴う交通機関の不通、特別警報等発令時における授業及び試験の取り扱いを以下のとおり定める。

●休講及び試験休止

次のいずれかの状況が発生した場合は、休講及び試験休止とする。

- (1) 金沢地方気象台から「加賀北部地域」に特別警報が発令された場合

*「特別警報」とは、これまで経験したことがないような重大な危険が差し迫った異常な状況になると予想される場合に発令される警報であり、「特別警報」が発令された場合は、避難情報等に従いただちに命を守る行動をとること。

- (2) 北陸鉄道バスが全面不通の場合

- (3) その他、休講及び試験を休止することが適切であると学長が認めた場合

●休講の解除及び試験休止の解除

警報解除又は 運転再開の時刻	授業及び試験の取り扱い
午前 7時00分まで	1限から実施
午前11時00分まで	3限から実施
午前11時00分以降	終日休講又は休止

●決定・周知方法

- (1) 教務部長が状況判断を行い、学長へ報告の上、学長が決定する。

- (2) 学生及び教職員への周知方法は、ホームページ、学生支援システムを利用したメール配信及び担当教員への電話連絡による。

●その他

- (1) 休講となった場合は、補講を実施する。なお、終日休講となった場合は、授業予備日等を授業代替日として実施する。
- (2) 試験休止となった場合は、原則、試験最終日の翌日を試験代替日として実施する。
- (3) 学外の実習等の場合は、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとする。
- (4) 学生の居住地域に係わる交通機関の不通及び警報発令等については、自身の判断で安全確保に努め、欠席については、事由を証明する書類を持参の上、1週間以内に薬学学務課にて、公欠又は追試験の手続きを行うこととする。

●全国瞬時警報システム発令時の授業・試験の取り扱いと対応

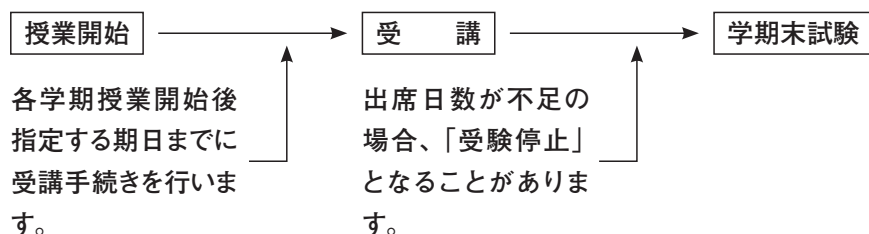
全国瞬時警報システム（Jアラート）受信時の対応について、授業・試験中の場合は、直ちに中断することとし、安全が確認された後に授業・試験を再開し、中断時間により、授業・試験時間の繰り下げもしくは別日時に補講・試験実施の措置をとります。

休講及び試験を休止する場合の対応は、「悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応」に準じて行います。

*全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのことです。

5. 受講手続

前期・後期の各学期開始時に「授業時間割」が配布され、学生は各自の履修計画に基づき受講手続を行います。この手続を怠ると履修ができず、したがって単位の認定は行われません。



6. キャップ制

1年間に履修できる上限単位数は、1・2年次生は48単位、3年次生は44単位、4・5・6年次生は40単位です。

7. 履修

授 業…授業は、「授業時間割」に従って行われます。都合により、授業が行われない（休講）場合や、日時・講義室等が変更になる場合は、掲示により通知されます。常に掲示に注意するよう心がけてください。

補 講…授業が都合により休講になる場合や通常授業でも時間が不足する場合があります。これらの場合、別途授業計画が組まれ、補講を行うことがあります。

出 席…授業には、病気などやむを得ない場合を除いて、出席しなければなりません。また補講について

も通常授業と同じであり、出席しなければなりません。

欠 席…授業を欠席する（欠席した）ときは、欠席理由を明記した「欠席届」を提出しなければなりません。病気の場合は医師の診断書、事故その他の場合はそれを証明する書類の提出を求めることがあります。

なお、「北陸大学公認欠席等に関する細則」に基づき、所定の手続を経たうえで許可された場合、公認欠席（公欠）となり、授業欠席として取り扱いません。

* 公認欠席に関する手続き等の詳細はP.35「北陸大学公認欠席等に関する細則」を確認してください。

未履修…出席が授業時間数の3分の2に達しない場合、その科目は受講しなかった（未履修）とみなされ、その科目の定期試験及び再試験・最終試験については「受験停止」の措置がとられることがあります。未履修科目があると、進級しても再履修しなければなりません。

未修得…未履修で単位が取得できなかった場合や履修済みであるが、成績評価で不合格になり、単位が取得できなかった場合、その科目を未修得科目といいます。未修得必修科目は再履修することが義務づけられます。

Ⅳ 試験・成績

1. 試験

薬学部の試験制度は、以下のとおりです。

1-1 【定期試験で合格】

定期試験（又は追試験）を受験し、合格と判定された授業科目については、所定の単位が認定されます。

1-2 【定期試験で不合格】

定期試験（又は追試験）を受験し、不合格と判定された授業科目については、定期試験終了後に日時を定めて再試験を実施することがあります。但し、I 群の選択科目は、原則として再試験は実施しません。

2-1 【再試験で合格】

再試験を受験し、合格と判定された授業科目については、所定の単位が認定されます。

2-2 【再試験で不合格】

再試験を受験し、不合格と判定された必修科目について、最終試験を実施することがあります。最終試験の実施時期は開講学期末（1～3 年次科目は開講学期にかかわらず、年度末）とします。不合格と判定された選択科目は未修得科目となります。

3-1 【最終試験で合格】

最終試験を受験し、合格と判定された授業科目については、所定の単位が認定されます。

3-2 【最終試験で不合格】

最終試験を受験し、不合格と判定された授業科目は、未修得科目となります。

3-2-1 【未修得科目をもって上級年次に進級した場合】

未修得の必修科目をもって上級年次に進級した場合、当該未修得科目については翌年度再履修しなければなりません。ただし、授業時間割上、再履修できない場合は、授業担当者から指示された措置（集中講義、課題、レポート等）を受けることにより、試験の受験が認められることがあります。

3-2-2 【留年した場合】

修得単位数が進級基準に達せず留年した場合は、未修得の必修科目を再履修し、通常生と同様の試験制度により、単位修得を目指します。

●追試験に関して

定期試験を病気、事故、忌引等、次に示す事由により受験できなかった学生に対しては、本人の願い出に基づき、追試験を行うことがありますので、当該科目の試験実施日を含めて7 日以内に追試験願（病気の場合は医師の診断書、その他の場合も証明書等を添付すること）を提出してください（応答日（7 日目）が休日の場合は翌業務日までとします）。

(1) 病気により欠席した者（診断書）

(2) 3 親等以内の親族の忌引により欠席した者（葬儀案内書）

親族が死亡したときは、次の期間を忌引扱いとすることができます。

(1 親等) 父母、子 7 日

(2 親等) 祖父母、兄弟姉妹 3 日

(3 親等) 伯叔父母 1 日

※配偶者は10日間となります。

いずれも葬儀の日及び往復の日数を含む。

- (3) 被害者、加害者にかかわらず、交通事故により欠席した者（事故証明書）
- (4) 天災、事故等の原因による公共交通機関の遅れにより欠席した者（遅延証明書）
- (5) 就職試験、大学院入学試験を受験するために、事前に証明する書類を提出のうえ、欠席したもの（試験通知書、受験票等）
- (6) その他、正当な理由で欠席したと認められる者

* 追試験・再試験・最終試験の追試験は、原則として認められません。

2. 試験受験上の注意

受験に際しては、試験監督員の指示によるほか、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 学生証は必ず携帯すること（学生証が無い場合は、受験できません）。
- (2) 予め、試験室を確認しておくこと。
- (3) 試験開始5分前までに入室し、指定された座席に着席すること。
- (4) 学生証を机上の見やすい場所に置き、追試験並びに再試験、最終試験の場合は受験承認証をそれに添えること。
- (5) 15分を超えて遅刻した者は受験を認めません。
- (6) 時間中に答案を書き終えた者は、挙手のうえ監督員の許可を得て退室すること。ただし、試験開始後20分間及び試験終了前5分間は退室できません。また、いったん退室すると再入室はできません。
- (7) 試験時間終了後は、答案用紙と下書き用紙を重ね、監督員の指示があるまで退室しないこと。
- (8) 筆記用具その他特に許可された物以外は、持ち込まないこと。また携帯電話等の電源は必ずOFFにすること。

3. 不正行為

(1) 試験中の不正行為

- ① 試験監督員の指示・注意等に従わない行為及び試験監督員の業務を妨害する行為
- ② 身代わり受験をする行為あるいは身代わり受験をさせる行為
- ③ 持ち込み許可を受けない書籍、ノート、情報機器等の利用
- ④ 持ち込み許可を得た書籍やノート等の貸借
- ⑤ 紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだものの利用
- ⑥ 答案用紙、下書用紙等配布された用紙以外の用紙の利用
- ⑦ 答案用紙のすり替えや交換
- ⑧ 他人の答案を見ることあるいは自分の答案を他人に見せること
- ⑨ 試験場の内外を問わず、会話、電話、メール、符号等を利用した情報交換
- ⑩ 許可のない物品の貸借
- ⑪ 試験監督員の指示に反する行為

以上の試験における不正行為を行った者に対する懲戒手続は、「北陸大学学生懲戒規程」に従って行われます。また、当該学期のすべての履修登録科目の成績評価をF2（受験停止）とし、前後期を通して開講される科目の成績については、学部で定めます。

(2) 試験以外における不正行為

- ① 授業中で行われる確認試験や中間試験等において「(1) 試験中の不正行為」と同様の行為
- ② レポート等の提出において、web上にある他人の文章等を提出する行為
- ③ レポート等の提出において、他人の書いたものを提出する行為
- ④ 授業に出席しない者が、他人に学生証を預け、出席と見せかける行為
- ⑤ 授業に出席しない者が、他人に学生証を渡し、カードリーダーに通させ、出席と見せかける行為
- ⑥ 授業に出席しない者が、出席カード等の出席確認の書類に、他人に自分の氏名や学籍番号を書かせ、出席と見せかける行為

以上の試験以外における不正行為を行った者、また行為を引き受けた者も不正行為とみなされ、当該授業への出席が制限されたり、当該授業の成績が著しく低く評価されることがあります。また、重ねて行った者や悪質である場合、「北陸大学学生懲戒規程」に従って懲戒手続きが行われます。

4. 成績評価

各科目の成績は、100点満点で次のような評価で表示されます。60点以上を合格とし、合格科目は単位が認定されます。ただし、追試験は90点（公欠等により定期試験を受験できなかった場合は100点）、再試験・最終試験は69点を最高点とします。

判定	成績評価	成績評価基準	
合格	S（秀）	90点～100点	特に優れた成績を修めたことを表します。
	A（優）	80点～89点	優れた成績を修めたことを表します。
	B（良）	70点～79点	妥当と認められた成績を修めたことを表します。
	C（可）	60点～69点	合格と認められる最低限の成績を修めたことを表します。
不合格	F（不可）	59点以下	合格と認められる最低限の成績を修めることができなかったことを表します。
	F1（試験欠席）	試験欠席により、不合格となったことを表します。	
	F2（受験停止）	授業欠席過多等により、不合格となったことを表します。	
対象外	TC（認定）	他大学等での履修により修得した単位であることを表します。	
	R（合格認定）	資格取得等により認定された単位、もしくは、学部において点数による評価を行わず、合格又は不合格による判定を行うと定めた科目（合否判定科目）で合格と認定された単位であることを表します。	

【GPA制度】

GPA（Grade Point Average）は、学生一人ひとりが、学修成果を総合的、かつ、客観的に確認できる指針となり、今後の勉学意欲をより一層高めることにもつながります。また、学生一人ひとりに対し、効果的かつ適切な指導を行うための資料や奨学金や大学院推薦の選考資料としても利用します。

各学期のGPAが3学期連続して1.0未満の場合、退学勧告を受けることがあります。

GPAの計算方法は、各履修科目の成績評価（S・A・B・C・F）をそれぞれ数値化し、その数値化した評点に単位数を乗じた総評点を登録科目の総単位数で割って算出します。

●成績評価とグレードポイント

成績評価	ポイント
S (秀)	4
A (優)	3
B (良)	2
C (可)	1
F (不可) F1 (試験欠席) F2 (受験停止)	0

※「TC (認定)」及び「R (合格認定)」並びに卒業要件に算入されない科目については、算出の対象とはなりません。

●GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{Sの単位数} \times 4) + (\text{Aの単位数} \times 3) + (\text{Bの単位数} \times 2) + (\text{Cの単位数} \times 1) + (\text{Fの単位数} \times 0)}{\text{履修科目の総単位数}}$$

例)	履修科目	単位数	評 価	ポイント
	医 療 人	1.5 単位	S	4
	基 礎 有 機 化 学	1.5 単位	A	3
	基 礎 物 理 化 学	1.5 単位	B	2
	天 然 薬 物 入 門	1.5 単位	C	1
	無 機 化 学	1.5 単位	F	0

上記の計算式にあてはめると、 $\text{GPA} = 15 \div 7.5 \text{単位} = 2.00$ になります。

●他大学で修得した単位認定について

I 群の総合教養教育科目（教養科目、語学）についてのみ、本人からの申請により他大学で修得した単位の認定を受けることができます。ただし、本人の申請に基づき教授会で審議しますので、必ず単位が認定されるわけではありません。

該当学生は修得した単位が記載された成績証明書（原本）及び授業内容がわかるシラバスなどを添付のうえ、指定された期日までに薬学キャンパスの薬学学務課まで申請してください。それ以後の申請は受け付けませんので注意してください。

5. 成績疑義照会制度

(1) 成績疑義照会制度とは

成績疑義照会制度は、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、定められた期間内に学生が「成績疑義照会願」により照会を求め、疑義内容を精査の上、妥当と判断された場合に成績評価を訂正するための制度です。

(2) 成績疑義照会の流れ

科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、「成績疑義照会願」を成績発表後7日以内に窓口へ提出してください（「成績発表後7日以内」とは、「学生支援システム」による成績発表日を算入せず、翌日から起算して7日以内とします。応当日が休日の場合は、翌業務日までとします。なお、各学期の成績疑義照会期間は、その都度、通知します）。

疑義内容に応じて、当該授業担当教員あるいは薬学学務課が確認し、疑義内容が妥当と判断された場合には成績評価が訂正されます。また、申出学生には、薬学学務課を通じて、文書で回答を配付します。

(3) 成績疑義照会対象事項

成績疑義照会は、以下に該当する事項について照会を受け付けるもので、授業担当教員に対して、成績評価の再考・変更を求めたり、評価内容に関する不満を訴えたりするものではありません。

●疑義照会対象事項

- ① 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出したにもかかわらず、成績評価が記載されていない場合。
- ② 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出し、成績評価で合格基準を満たしている具体的な根拠があるにもかかわらず、「F」評価となった場合。
- ③ 成績評価で合格基準を満たしていないにもかかわらず、「C」以上の評価が記入されている場合。

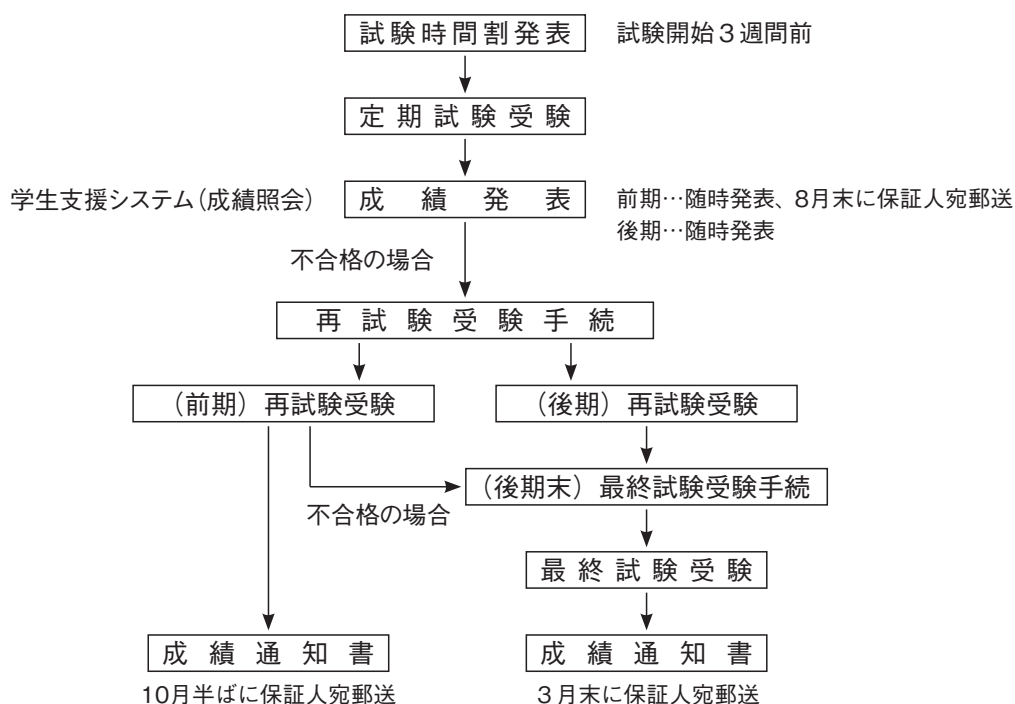
(4) 成績疑義照会に際しての注意事項

- ・成績疑義照会は、科目の成績評価に関する疑義を受け付けるものであり、定期試験等、個別の試験やレポート等の成績に関する疑義を受け付けるものではありません。個別の試験等結果に関して疑義照会を受け付ける場合は、その都度受付期間等を通知します。
- ・成績疑義照会に際しては、シラバスに記載の「単位の評価方法」をよく確認してから願い出てください。
- ・照会期間以外の疑義受付は認められませんので、必ず定められた期間内に成績確認を行ってください。
- ・申請は、本人が薬学学務課窓口で行うものとし、「代理申請」は認めません。
- ・評価内容に関する不満等については、「成績疑義照会願」を受け付けません。

6. 成績通知

前期・後期の定期試験結果については、学生支援システム（成績照会）により発表しています。また、定期試験、再試験（最終試験）を含んだ総合成績は、「成績通知書」で保証人宛に送付するとともに学生支援システム（成績照会）により発表しています。

試験・成績発表の流れは以下のとおりです。



V 進級・卒業

1. 進級基準

1 年次から 2 年次 への進級	1 年次から 2 年次への進級は、次の二つの各号を満たさなければならない。 (1) 1 年次開講必修科目の未修得科目数が 2 科目以下であること。 (2) 基礎ゼミ I 並びに薬学基礎実習、早期体験学習の単位を修得していること。
2 年次から 3 年次 への進級	2 年次から 3 年次への進級は、次の四つの各号を満たさなければならない。 (1) 1 年次開講必修科目の単位すべてを修得していること。 (2) 2 年次開講必修科目の未修得科目数が 2 科目以下であること。 (3) 基礎ゼミ II 及び 2 年次開講実習系科目の単位すべてを修得していること。 (4) 選択科目の修得単位数が I 群 10 単位以上及び II 群 3 単位以上であること。
3 年次から 4 年次 への進級	3 年次から 4 年次への進級は、次の三つの各号を満たさなければならない。 (1) 2 年次開講必修科目の単位すべてを修得していること。 (2) 3 年次開講必修科目の未修得科目数が 2 科目以下であること。 (3) 高齢者の心理・行動並びに薬学演習 I、3 年次開講実習系科目の単位すべてを修得していること。
4 年次から 5 年次 への進級	4 年次から 5 年次への進級は、次の三つの各号を満たさなければならない。 (1) 3 年次及び 4 年次開講必修科目の単位すべてを修得していること。 (2) 3 年次及び 4 年次開講選択科目（II 群）の修得単位数が 6 単位以上であること。 (3) 薬学共用試験に合格していること。

2. 卒業要件

I 群	【必修科目】	総合教養教育科目	5 単位
		薬学準備教育、実習系科目	12.5 単位
			計 17.5 単位
II 群	【必修科目】	薬学専門教育科目	113.5 単位
		実習系科目	40 単位
			計 153.5 単位
I・II 群	【選択科目】	総合教養教育科目	10 単位以上
		薬学専門教育科目	9 単位以上
			計 19 単位以上
			合計 190 単位以上

Ⅵ. 学籍の異動

1. 休学・復学・退学

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で、引き続き3ヵ月以上欠席しなければならないときは、休学することができます。休学しようとする場合には、その理由を明記した所定の願書を提出し（病気の場合は医師の診断書を添付）、許可を得なければなりません。引き続き休学できる期間は1年以内です。ただし、特別の理由がある場合に限り1年を限度として、休学期間の延長を認めることがあります。休学期間が過ぎても復学できない場合は改めて休学の手続きをとらなければなりません（休学期間は通算4年を超えることはできません）。

休学中の学生は試験を受ける資格はなく、したがって単位は認定されません。

(2) 復学

休学期間が終了した場合、あるいは休学中であっても休学の理由がなくなった場合は、直ちに復学願を提出し、許可を得なければなりません。この場合病気で休学していた者は修学に堪え得ることの医師の証明書が必要です。学期の途中で復学した場合、休学前と復学後の出席回数とその学期の授業回数の3分の2以上ないと定期試験や追再試験を受験する資格はありません。

(3) 退学

退学する場合には、その理由を明記した所定の願書を提出し、許可を得なければなりません。

退学には、次の2つの退学があります。

●自主退学の場合

退学をしようとする学生は、必ず担任教員に相談のうえ、その理由を記載した所定の「退学願」を薬学学務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。なお、退学を願い出る場合は、その学期の授業料等の学費が完納されていなければなりません。

●退学を命じられる場合

主に次の場合が対象になります。

- ① 在学期間が学則第14条に規定する12年を超えた場合
- ② 1回の休学期間が2年間を超える場合若しくは通算の休学期間が4年間を超える場合
- ③ 授業料等の学費が指定期日までに納入されない場合
- ④ 長期間にわたり行方不明となった場合
- ⑤ 6年次を除く同一学年次で2回留年した場合

Ⅶ. 諸規程

北 陸 大 学 履 修 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、北陸大学学則（以下「学則」という。）第5章の施行のために、学科課程及び履修方法に関する必要な事項を定め、学生が自らの学修成果を高めるとともに効果的な履修を図ることを目的とする。

(履修)

第2条 学生は、学則及びこの規程により学科課程を履修する。

第 2 章 開 講

(開講科目)

第3条 開設する授業科目の配当年次及び単位数は、学部でこれを定める。

2 学長は、授業科目の開講年次及び開講学期の一時的な変更、授業科目及び単位数の一時的な分割等を、当該学部教授会（以下「学部会」という。）の議を経て、行うことができる。

3 各年度の開講授業科目は、授業時間割により通知する。

第 3 章 履修の通則

(履修年次)

第4条 学生は、所属学科の所属年次に配当された授業科目を履修する。

(履修手続き)

第5条 学生は、各学期の指定する期日までに、履修する授業科目について、履修登録を行わなければならない。

(履修登録単位の制限)

第6条 各年次で履修できる単位数の上限は、学部でこれを定める。

(出席)

第7条 学生は、履修登録科目の単位認定を受けるためには、当該授業科目の授業回数の3分の2以上に出席しなければならない。

2 公認欠席及び学校保健安全法に基づく出席停止（以下「公欠等」という。）の取扱いについては、別に定める。

3 通年開講科目の授業時間数は、前期及び後期合算で計算するものとする。ただし、授業担当者が、あらかじめ学期の初めに学期ごとに計算することを指示した場合は、その指示に従うものとする。

第 4 章 履修の特例

(履修学科等の特例)

第8条 学生は、届け出等の諸手続きを経たうえで、他学部・他学科及び学部・学科に準ずる学内組織並びに大学コンソーシアム石川で開講されている科目を履修することができる。この場合、自由科目（進級、

卒業及び課程履修に必要な単位とはならない科目)として取り扱う。ただし、学長が認めた場合、学則第10条に定める修得すべき単位(以下「卒業単位」という。)に読み替えることができる。

(履修年次の特例)

第9条 学生は、学部長がその必要性を認めた場合に限り、所属年次より上の年次の授業科目を履修することができる。

(履修科目の特例)

第10条 学生は、学部長が履修を指定した授業科目については、履修しなければならない。

第 5 章 成績評価

(成績評価)

第11条 成績は、第15条に定める試験及び平素の評価によるものとし、平素の評価は、次に掲げる各号によって行うものとする。

- (1) 受講・学習態度
- (2) 課題・レポート等の提出
- (3) その他、授業担当者が、シラバスで指示した事項

2 前項の各事項の成績評価に占める割合は、シラバスに明記する。

(評価基準)

第12条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 追試験を受験した場合の最高点は90点、再試験を受験した場合の最高点は69点とする。

3 前項の規定にかかわらず、公欠等により定期試験を受験できずに追試験を受験した場合の最高点は100点とする。

4 成績評価は、次の評語をもって表示する。

- (1) S (秀) 90点～100点
- (2) A (優) 80点～89点
- (3) B (良) 70点～79点
- (4) C (可) 60点～69点
- (5) F (不可) 59点以下
- (6) F1 (試験欠席) 試験欠席による不合格
- (7) F2 (受験停止) 授業の欠席過多等による不合格

5 成績評価に関し疑義がある場合、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。疑義照会の手続き等については、別に定める。

6 学則第12条第1項及び第4項に定める他大学等での履修により修得した単位を本学の単位として認定した授業科目については、成績評価は行わず、単位のための認定とし、TC (Transferred Credit) と表示する。

7 学則第12条第2項に定める単位認定の特例により認定した授業科目及び学部において点数による評価を行わず、合格又は不合格による判定を行うと定めた科目(可否判定科目)については、単位のための認定とし、R (合格認定) と表示する。

8 第4項による成績評価に基づく学業結果を総合的に判断する指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という。)制度を採用する。

9 前項に定めるGPAは、次のとおりとし、各授業科目の評点にその単位数を乗じた積の合計を登録科目の総単位数で除して算出する。ただし、第6項及び第7項に定める科目並びに卒業単位に算入されない科目は算出対象科目としない。

- (1) S (秀) は、4ポイントとする。

- (2) A (優) は、3ポイントとする。
- (3) B (良) は、2ポイントとする。
- (4) C (可) は、1ポイントとする。
- (5) F (不可)、F1 (試験欠席)、F2 (受験停止) は、0ポイントとする。

10 不正行為を行った者に対する成績評価等の取扱いについては、別に定める。

(退学勧告)

第13条 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学期のGPAが3学期連続して1.0未満であり、改善の見込みがないと判断される者に対し、学部長は退学を勧告することができる。

(成績評価の特例)

第14条 留年生に限り、既に単位を修得した科目の履修登録を行い、改めて成績評価を受けることができる。

- 2 前項による成績評価において、前の評価より上位の評価を得た場合に限り、後の評価を採用するものとする。

第 6 章 試 験

(試験の種類)

第15条 試験の種類には、平常試験、定期試験、追試験、再試験及び最終試験のほか、学部で定める試験がある。

(平常試験)

第16条 平常試験は、授業担当者が当該授業科目について、主として平常の授業時間又はその前後に随時行う確認試験及び中間試験等をいう。

(定期試験)

第17条 定期試験は、授業終了後に期日を定めて行う試験をいう。

- 2 定期試験の時間割等については、あらかじめ通知する。

(追試験)

第18条 追試験は、公欠等、その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験を受験する場合、学生は当該科目の試験実施日を含めて7日以内に追試験願（事由を証明する書類を添付）を提出し、所属学部の教務委員長の許可を受けなければならない。
- 3 追試験の日時については、その都度通知する。
- 4 追試験は前項に定められた日時1回限りとする。

(再試験)

第19条 再試験は、定期試験又は追試験を受験した結果、不合格と判定された者に対して行う試験をいう。

- 2 再試験対象科目等は、学部でこれを定める。
- 3 再試験の時間割等については、あらかじめ通知する。
- 4 再試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、再試験願を提出しなければならない。

(最終試験)

第20条 最終試験は、再試験の結果、不合格と判定された授業科目について行う試験をいう。

- 2 最終試験対象科目等は、学部でこれを定める。
- 3 最終試験の時間割等は、あらかじめ通知する。
- 4 最終試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、最終試験願を提出しなければならない。
- 5 同一年度内に最終試験を実施する授業科目は、やむを得ない事由を除き、再試験を受験した結果、不合格と判定された者を対象とする。ただし、定期試験の受験が認められなかった者は、その限りではない。

6 前項におけるやむを得ない事由とは、事故、病気、自然災害、3親等以内の親族の忌引き等とする。

(公欠及び出席停止が試験時に生じた場合の取扱い)

第21条 北陸大学公認欠席等に関する細則に定める公欠事由及び出席停止が試験時に生じた場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 平常試験においては、当該学生に対し、授業担当者は不利にならないよう配慮する。
- (2) 定期試験においては、追試験を認める。
- (3) 追試験・再試験・最終試験においては、原則として追試験を認めない。

(受験資格)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 第5条に定める履修登録をしていない者
- (2) 第7条第1項に定める出席回数を満たしていない者
- (3) 試験時刻に所定の時間を超えて遅刻した者
- (4) 学生証を所持しない者
- (5) 学費、その他納入金を所定の期日までに完納していない者
- (6) 追試験・再試験等において、所定の受験手続きを完了していない者

第 7 章 単位認定

(単位の計算)

第23条 単位の計算は、学則第9条の定めにより、1単位の学修時間は授業時間及び自学自修時間（予習時間及び復習時間）を合わせて45時間とする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業時間及び30時間の自学自修時間をもって1単位とする。ただし、30時間の授業時間及び15時間の自学自修時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 実験、実技及び実習については、45時間の授業時間をもって1単位とする。ただし、30時間の授業時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 講義、演習、実験、実技及び実習のうち、2つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価し、単位を与えることがある。

(単位認定の時期)

第24条 単位認定は、原則として、各学期末に行う。

2 前項の単位認定は、前期開講科目については前期末に、後期開講科目及び通年開講科目については後期末に行うことを原則とする。

第 8 章 進 級

(進級基準)

第25条 学部・学科により進級基準を設け、これを満たさない場合は、上級年次への進級を制限する。

2 進級基準は、学部でこれを定める。

第 9 章 留 学

(留学)

第26条 学生は、学則第12条に基づき、外国の大学又は短期大学若しくはこれに準ずる教育機関（以下「大学等」という。）での授業科目を履修（以下「留学」という。）することができる。

(留学の形態)

第27条 留学の形態は、次の各号のとおりとする。

- (1) 派遣留学
- (2) 認定留学
- (3) 休学留学

2 派遣留学とは、本学が指定する大学等に学生を派遣する留学とし、留学期間を修業年限に算入のうえ、修得単位の認定を行う。

3 認定留学とは、学生が選定した大学等への留学とし、留学期間を修業年限に算入のうえ、修得単位の認定を行う。

4 休学留学とは、学生が休学のうえ、自らが選定した大学等への留学とし、修業年限には算入しないが、復学後に修得単位の認定を行うことができる。

(留学の単位認定)

第28条 前条の単位の認定は、学部会の議を経て、行うものとする。

第 10 章 補 則

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、学部に定めがある場合は、これに従うものとする。

第 11 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

北陸大学薬学部履修細則

(目的)

第1条 この細則は、北陸大学学則（以下「学則」という。）及び北陸大学履修規程（以下「履修規程」という。）に定めるもののほか、薬学部学生（以下「学生」という。）の履修方法について定める。

(開講科目)

第2条 開設する授業科目の配当年次及び単位数は、別表1のとおりとする。

(再履修)

第3条 学生は、単位未修得となった必修科目を翌年度再履修しなければならない。ただし、授業時間割上、再履修できない場合は、授業担当者から指示された措置（集中講義、課題、レポート等）を受けることにより、試験の受験が認められることがある。

(履修登録単位の制限)

第4条 各年次で履修できる単位数の上限を、1・2年次生は48単位、3年次生は44単位、4・5・6年次生は40単位とする。ただし、編入学生にはこれを適用しない。

2 前項に規定する単位数には、集中講義科目、合否判定科目、自由科目は含まない。

(試験の種類)

第5条 試験の種類には、履修規程に定めるもののほか、薬学共用試験がある。

(薬学共用試験)

第6条 薬学共用試験は、Computer-Based Testing (CBT)及びObjective Structured Clinical Examination (OSCE)の2種の試験から成る。

2 前項の試験は、4年次の所定の期間に実施する。

3 病気などやむを得ない理由により、本試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を実施する。

4 本試験の結果、不合格になった者に対して、所定の期日に再試験を実施する。

5 薬学共用試験合格資格の有効期限は、当該試験が実施された年の翌年度までとする。ただし、特別な事由により履修年度内に実務実習が開始できなくなった場合に限り、原則として1回1年間を限度に有効期限を延長できる。

6 前項における特別な事由とは、事故、病気、経済的理由、自然災害等とする。

(再試験対象科目等)

第7条 定期試験又は追試験を受験した結果、不合格と判定された授業科目について、再試験を実施することがある。ただし、I群の選択科目については、原則として実施しない。

(最終試験対象科目等)

第8条 再試験を受験した結果、不合格と判定された必修科目について、最終試験を実施することがある。

2 最終試験の実施時期は、開講学期末とする。ただし、1～3年次科目は開講学期にかかわらず、年度末とする。

(進級基準)

第9条 進級基準は、次のとおりとする。

(1) 1年次から2年次への進級は、次の二つの各号を満たさなければならない。

1 1年次開講必修科目の未修得科目数が2科目以下であること。

2 基礎ゼミⅠ並びに薬学基礎実習、早期体験学習の単位を修得していること。

(2) 2年次から3年次への進級は、次の四つの各号を満たさなければならない。

1 1年次開講必修科目の単位すべてを修得していること。

2 2年次開講必修科目の未修得科目数が2科目以下であること。

- 3 基礎ゼミⅡ及び2年次開講実習系科目の単位すべてを修得していること。
 - 4 選択科目の修得単位数がⅠ群10単位以上及びⅡ群3単位以上であること。
- (3) 3年次から4年次への進級は、次の三つの各号を満たさなければならない。
- 1 2年次開講必修科目の単位すべてを修得していること。
 - 2 3年次開講必修科目の未修得科目数が2科目以下であること。
 - 3 高齢者の心理・行動並びに薬学演習Ⅰ、3年次開講実習系科目の単位すべてを修得していること。
- (4) 4年次から5年次への進級は、次の三つの各号を満たさなければならない。
- 1 3年次及び4年次開講必修科目の単位すべてを修得していること。
 - 2 3年次及び4年次開講選択科目（Ⅱ群）の修得単位数が6単位以上であること。
 - 3 薬学共用試験に合格していること。

（留年生等の履修）

第10条 2年次に進級できなかった者に対しては、原則として次年度入学生の学則別表1（学科目の名称及び単位数）、薬学部授業科目配当表、卒業要件、進級基準、試験制度、等を適用する。

（同一学年在籍期間）

第11条 学生は、6年次生を除き、同一学年次で2回留年して在籍することはできない。

（履修年次の特例）

第12条 履修規程第9条に基づき、所属年次より上の年次の授業科目の履修を認めるのは、留年生が選択科目を履修する場合に限る。

（合否判定科目）

第13条 履修規程第12条第7項に定める合否判定科目は、別表3のとおりとする。

（細則の改廃）

第14条 この細則の改廃は、学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. この細則は、2020年4月1日から施行する。
2. 第2条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対象
第2条	別表1	2019年度以降入学の学生
	別表1-(1)	2015年度以降入学の学生
	別表1-(2)	2008年度以降入学の学生

3. 2018年度以前の入学生について、コース科目は所定の手続きに従い、いずれか一つを選択するものとする。
4. 2018年度以前の入学生について、各年次で履修できる単位数の上限は、40単位とする。
5. 2018年度以前の入学生の試験制度は、別表2のとおりとする。
6. 2015～2018年度の入学生については、以下の進級基準を適用する。

1年次

次の2項目を満たしていること。

- (1) 1年次開講必修科目の未修得単位数が4単位以下であること。
- (2) 総合演習Ⅰ及び薬学基礎実習の単位を修得済みであること。

2年次

次の4項目を満たしていること。

- (1) 1 年次開講必修科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 2 年次開講必修科目の未修得単位数が 4 単位以下であること。
- (3) 総合演習Ⅱ及び実習系科目の単位をすべて修得済みであること。
- (4) 選択科目（Ⅰ群及びⅡ群）の修得単位数が 8 単位以上であること。

3 年次

次の 4 項目を満たしていること。

- (1) 2 年次開講必修科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 3 年次開講必修科目の未修得単位数が 4 単位以下であること。
- (3) 総合演習Ⅲ及び実習系科目の単位をすべて修得済みであること。
- (4) 選択科目（Ⅱ群）の修得単位数が 4 単位以上であること。

4 年次

次の 3 項目を満たしていること。

- (1) 3 年次及び 4 年次開講必修科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 4 年次開講選択科目（Ⅱ群）の修得単位数が 4 単位以上であること。
- (3) 薬学共用試験に合格していること。

7. 2014年度以前の入学生については、以下の進級基準を適用する。

1 年次

次の 2 項目を満たしていること。

- (1) 1 年次開講必修科目の未修得単位数が 6 単位以下であること。なお、薬学基礎実習の単位を修得済みであること。
- (2) Ⅰ群の選択科目の修得単位数が 8 単位以上であること。

2 年次

次の 3 項目を満たしていること。

- (1) 1 年次開講必修科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 2 年次開講必修科目の未修得単位数が 6 単位以下であること。なお、実習系科目の単位はすべて修得済みであること。
- (3) Ⅰ群の選択科目の修得単位数が 10 単位以上であること。

3 年次

次の 3 項目を満たしていること。

- (1) 2 年次開講必修科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 3 年次開講必修科目の未修得単位数が 6 単位以下であること。なお、実習系科目の単位はすべて修得済みであること。
- (3) Ⅱ群の選択科目の修得単位数が 4 単位以上であること。

4 年次

次の 2 項目を満たしていること。

- (1) 3 年次及び 4 年次開講必修科目の単位をすべて修得していること。
- (2) Ⅱ群の選択科目の修得単位数が 8 単位以上であること。

8. 2018年度以前の入学生については、第 3 条及び第 10 条を適用しない。

9. 2014年度以前の入学生については、同一学年次で 1 年次生、2 年次生及び 3 年次生は 2 回、4 年次生は 3 回留年して在籍することはできない。

10. 編入学等により途中年次に入学した者に対しては、その入学年度及び入学年次に応じた学則別表（学科目の名称及び単位数）、薬学部授業科目配当表、卒業要件、進級基準、試験制度、等を適用する。

11. 第 2 項に定める別表及び第 3 項から第 9 項までは、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

別表1 薬学部授業科目配当表

学科課程	学科目	授 業 科 目	配当年次と単位数														
			単 位 数	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
(Ⅰ群) 総合教養教育科目	教養科目	北 陸 大 学 の 学 び	1	1													
		社 会 学 *	2	←	2 →												
		哲 学 *	2	←	2 →												
		法 学 (日 本 国 憲 法) *	2	←	2 →												
		心 理 学 *	2	←	2 →												
		北 陸 の 文 化 と 社 会 *	2	←	2 →												
		国 際 関 係 論 *	2	←	2 →												
		経 済 学 *	2	←	2 →												
		社 会 保 障 と 福 祉 *	2	←	2 →												
	語学	ス ポ ー ツ *	1	←	1 →												
		英 語 I	1	1													
		英 語 II	1		1												
		英 語 III	1			1											
		英 語 IV	1				1										
		英 会 話 I *	1	←	1 →												
		英 会 話 II *	1			←	1 →										
		中 国 語 I *	1	←	1 →												
		中 国 語 II *	1			←	1 →										
(Ⅰ群) 薬学準備教育科目	薬学準備教育	化 学	1.5	1.5													
		物 理 学	1.5	1.5													
		生 物 学	1.5	1.5													
		数 学	1.5	1.5													
		情 報 リ テ ラ シ ー	1.5	1.5													
		基 礎 ゼ ミ I	2	2													
	実習系 科目	基 礎 ゼ ミ II	1		1												
		早 期 体 験 学 習	1		1												
		薬 学 基 礎 実 習	1		1												
(Ⅱ群) 薬学専門教育科目	専門科目	医 療 人	1.5	1.5													
		高 齢 者 の 心 理 ・ 行 動	1					1									
		薬 剤 師 倫 理	1							1							
		薬 学 と 社 会	1.5				1.5										
		薬 事 関 連 法 規 I	1.5						1.5								
		薬 事 関 連 法 規 II	1.5							1.5							
		基 礎 物 理 化 学	1.5	1.5													
		物 理 化 学 I	1.5		1.5												
		物 理 化 学 II	1.5			1.5											
		物 理 化 学 III	1.5				1.5										
		分 析 化 学 I	1.5		1.5												
		分 析 化 学 II	1.5			1.5											
		分 析 化 学 III	1.5				1.5										
		基 礎 有 機 化 学	1.5	1.5													
		有 機 化 学 I	1.5		1.5												
		有 機 化 学 II	1.5			1.5											
		有 機 化 学 III	1.5				1.5										
		無 機 化 学	1.5		1.5												
		生 体 分 子 学 I	1.5			1.5											
		生 体 分 子 学 II	1.5				1.5										
		生 薬 学	1.5			1.5											
		天 然 物 化 学	1.5					1.5									
		細 胞 生 物 学	1.5		1.5												
		生 化 学 I	1.5	1.5													
		生 化 学 II	1.5		1.5												
		生 化 学 III	1.5			1.5											
		機 能 形 態 学 I	1.5		1.5												
		機 能 形 態 学 II	1.5			1.5											
		機 能 形 態 学 III	1.5				1.5										
		微 生 物 学	1.5			1.5											
		生 体 防 御 学	1.5				1.5										

学科課程	学科目	授 業 科 目	単 位 数	配当年次と単位数											
				1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
(Ⅱ群) 薬学専門教育科目	専門科目	栄 養 ・ 食 品 衛 生 学	1.5					1.5							
		公 衆 衛 生 学	1.5						1.5						
		環 境 衛 生 学	1.5						1.5						
		薬 毒 物 衛 生 学	1.5							1.5					
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 I	1.5			1.5									
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 II	1.5				1.5								
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 III	1.5				1.5								
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 IV	1.5					1.5							
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 V	1.5					1.5							
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 VI	1.5						1.5						
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 VII	1.5						1.5						
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 VIII	1.5							1.5					
		薬 理 ・ 薬 物 治 療 IX	1.5							1.5					
		臨 床 検 査 学	1.5					1.5							
		臨 床 薬 学 I	1.5							1.5					
		臨 床 薬 学 II	1								1				
		臨 床 薬 学 III	1									1			
		調 剤 学	1.5								1.5				
		医 薬 品 情 報 学	1.5								1.5				
		臨 床 統 計 学	1.5							1.5					
		薬 物 動 態 学 I	1.5					1.5							
		薬 物 動 態 学 II	1.5						1.5						
		製 剤 学	1.5					1.5							
		製 剤 設 計 学	1.5						1.5						
		医 療 英 語	1					1							
		臨 床 英 会 話	1							1					
		薬 学 演 習 I	2					2							
		薬 学 演 習 II	2							2					
		天 然 薬 物 入 門 *	1.5		1.5										
		漢 方 医 薬 学 概 論 *	1.5				1.5								
		看 護 学 *	1.5				1.5								
		ブ ロ セ ス 化 学 *	1.5					1.5							
		香 粧 品 科 学 *	1.5					1.5							
		和 漢 薬 物 学 *	1.5						1.5						
		薬 毒 物 代 謝 学 *	1.5							1.5					
		医 薬 品 研 究 開 発 概 論 *	1.5							1.5					
		放 射 薬 品 学 *	1.5								1.5				
		法 医 裁 判 化 学 *	1.5								1.5				
		先 端 医 療 概 論 *	1.5								1.5				
		地 域 薬 学 研 究 ☆	1	← 1 →											
		グ ロ ー バ ル 医 療 人 I ☆	1	← 1 →											
		グ ロ ー バ ル 医 療 人 II ☆	1	← 1 →											
		グ ロ ー バ ル 医 療 人 III ☆	1	← 1 →											
		卒 業 研 究	20	20											
		総 合 薬 学 演 習	7	7											
	実習系科目	生 化 学 系 実 習	1.5			1.5									
		物 理 化 学 ・ 分 析 化 学 系 実 習	1.5			1.5									
		有 機 化 学 系 実 習	1.5				1.5								
		生 体 防 御 系 実 習	1.5				1.5								
		薬 理 系 実 習	1.5					1.5							
		天 然 物 化 学 系 実 習	1.5					1.5							
		臨 床 薬 学 実 習	1.5						1.5						
		薬 剤 系 実 習	1.5						1.5						
		衛 生 環 境 系 実 習	1.5						1.5						
		実 務 実 習 事 前 学 習 I	3.5							3.5					
		実 務 実 習 事 前 学 習 II	3								3				
		病 院 ・ 薬 局 実 務 実 習	20	← 20 →											

備考1. *印は選択科目を示す。

2. ☆印は自由科目を示す。

3. 「←単位→」は開講時期の範囲を示す。なお、開講時期は各年度の授業時間割表により示す。

別表 2 2018年度以前入学生試験制度（省略）

別表 3（第13条 合否判定科目）

対象	合否判定科目
2020年度以降入学の学生	「北陸大学の学び」、「地域薬学研究」、「グローバル医療人Ⅰ」、「グローバル医療人Ⅱ」、「グローバル医療人Ⅲ」
2019年度入学の学生	「地域薬学研究」、「グローバル医療人Ⅰ」、「グローバル医療人Ⅱ」、「グローバル医療人Ⅲ」
2015年度以降入学の学生	「地域薬学研究」、「グローバル医療人」
2008年度以降入学の学生	「地域薬学研究」

別表 1－(1) 薬学部授業科目配当表（省略）

別表 1－(2) 薬学部授業科目配当表（省略）

北陸大学公認欠席等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、北陸大学履修規程（以下、「履修規程」という。）第7条第2項に基づき、北陸大学学生の公認欠席（以下、「公欠」という。）及び学校保健安全法に基づく出席停止の取り扱い等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公欠の定義)

第2条 公欠とは、第3条に定める事由に該当し、かつ第4条の手続きを行った者について、授業を欠席したものと取り扱わないことをいう。

2 一授業科目について、公欠が認められる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1までを原則とする。

(公欠事由等)

第3条 公欠事由、公欠期間、証明書類は次表のとおりとする。

公欠事由		公欠期間	証明書類
公共交通機関の遅延		当該授業時間	当該交通機関の発行した遅延証明書等
忌引き	配偶者	10日間	死亡に関する公的証明書（写し）または会葬礼状等
	父母、子	7日間	
	祖父母、兄弟姉妹	3日間	
	伯叔父母	1日間	
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合		裁判所から指定された期間	証明となるもの
教育実習及び介護等体験		当該期間	不要
地域連携センター実施のボランティア活動		当該期間	地域連携センターの証明印
強化クラブの公式試合出場		当該期間	出場を証明する書類、出場者名簿及び学生課の証明印
災害		当該期間	罹災証明書等
その他、当該教務委員長が特段の事由として認めた場合		当該期間	事由を証明する書類

2 遠隔地の場合、その他特別な事由があると当該教務委員長が認めた場合、前項の日数に必要な日数を公欠期間に加えることができる。

(公欠の手続き)

第4条 公欠の取り扱いを受けようとする者は、事前若しくは事後速やかに所定の公欠届に証明書類を添えて、当該教務担当部署に提出し、教務委員長の許可を得なければならない。

2 公欠が許可された場合、当該教務担当部署は授業担当教員に通知を行う。

(出席停止)

第5条 学生が学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した場合、同第19条の規定に基づき、出席停止を命じることがある。

2 学生は、罹患後速やかに当該教務担当部署に電話連絡し、治癒後に公欠届に医師の診断書等（コピー可。出席停止期間が明記されたもの）を添えて提出するものとする。

3 出席停止の期間は、医師により治癒したと診断されるまでとし、必要に応じ、治癒証明書を求めることがある。

4 出席停止期間中の授業は、公欠扱いとする。

(公欠による授業の取り扱い)

第6条 授業担当者は、当該学生に対し、公欠期間中の学修効果を担保することができる方法で対応し、履修上不利にならないよう配慮するものとする。

(試験時の取り扱い)

第7条 第3条に定める公欠事由若しくは第5条に定める出席停止が履修規程第15条に定める試験時に生じた場合の取り扱いについては、履修規程でこれを定める。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

北陸大学成績疑義照会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、北陸大学履修規程第12条第5項に基づき、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、学生が照会（以下、「成績疑義照会」という。）を求め、妥当と判断された場合に成績評価を訂正するための手続きについて、必要な事項を定める。

(成績疑義照会対象事項)

第2条 成績疑義照会の対象となる事項は、次のとおりとし、授業担当教員に対する不服申し立てや、定期試験等、個別の試験やレポート等の成績に関する疑義は不受理とする。ただし、個別の試験等結果に関して疑義照会を受け付ける場合は、その都度、受付期間等を掲示等により通知する。

- (1) 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出したにもかかわらず、成績評価が記載されていない場合。
- (2) 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出し、成績評価で合格基準を満たしている具体的な根拠があるにもかかわらず、「F」評価となった場合。
- (3) 成績評価で合格基準を満たしていないにもかかわらず、「C」以上の評価が記載されている場合。

(成績疑義照会手続き)

第3条 学生は、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、所定の「成績疑義照会願」を成績発表後7日以内に当該教務担当部署に提出する。成績発表後7日以内とは、「学生支援システム」による成績発表日を算入せず、翌日から起算して7日以内とする。応当日が休日の場合は、翌業務日までとする。

2 各学期の成績疑義照会期間は、その都度、学生に掲示等により通知する。

3 申出は、学生本人が行うものとし、代理申請は認めない。

4 成績疑義照会期間以外の申請は認めない。

(成績訂正)

第4条 疑義の内容に応じて、当該授業担当教員あるいは当該教務担当部署が確認し、妥当と判断された場合には速やかに成績評価を訂正する。

2 申出学生には、当該教務担当部署を通じて、文書で回答を配付する。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

北陸大学学生懲戒規程

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北陸大学学則（以下、この規程において「学則」という。）第51条第1項に基づいて行う学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 学生に対する懲戒は、学校教育法及び同法施行規則に基づいて大学に与えられた教育上の権限により、一定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁として一定の不利益を与える処分である。懲戒は、懲戒に関する法理に従うとともに、教育的配慮に基づいて行うものでなければならない。

2 懲戒は、懲戒対象行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

3 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。事前に学生に告知するとともに、意見陳述の機会を与えなければならない。

4 被処分者の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(懲戒手続)

第3条 懲戒対象行為が発生した場合、関係する学部長及び留学生別科長（以下、この規程において「学部長等」という。）は、学長、学生部長、担任教員に通知する。

2 学部長等は、事実認定及び懲戒処分の内容について、次項以下の手続きに従い、学部教授会又は留学生別科会議（以下、この規程において「教授会等」という。）の議を経て、文書により学長に申請する。

3 懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、各学部又は留学生別科（以下、この規程において「学部等」という。）の責任において行う。

4 学部長等は、第2項の検討に際し、必要がある場合には、学長の許可を得て、調査委員会を設けることができる。

5 担任教員及び担当部署は、連携して第2項に定める、事実認定及び懲戒処分の内容について担当し、学部長等に結果を報告しなければならない。

6 懲戒対象行為に係る事実認定、懲戒処分内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭若しくは文書による意見陳述の機会を与えなければならない。また、未成年の場合には、保護者からの口頭若しくは文書による意見陳述の機会を認めなければならない。

(懲戒処分の均衡及び調整)

第4条 学部長等は、懲戒対象行為を確認したときは、教授会等の議を経る前に、事実認定及び懲戒処分の内容に関する方針案を学生部長に報告する。

2 学生部長は、前項の報告について、全学的な均衡及び調整を図る観点から、学生委員会を招集、審議し、その結果を学部長等に通知する。

3 学生部長は、留学生別科生が関係する場合には、前項の学生委員会に、留学生別科教員を加えなければならない。

4 学生部長は、第2項の通知の後、更に別途検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学部長等にその旨を通知するものとする。

5 学部長等は、第2項の学生委員会の審議結果に基づく学生部長の決定を踏まえて、第3条第2項を行うものとする。

6 学生部長は、第2項の検討に際し、必要がある場合には、学長の許可を得て、調査委員会を設けることができる。

(懲戒処分の決定)

第5条 学長は、全学教授会を招集し、学部長等からの申請事項について意見を求め、懲戒処分を決定する。

2 学長は、懲戒処分を決定するに当たり、教学運営協議会の意見を聴くことができる。

(懲戒処分の告知及び発効日)

第6条 懲戒処分の告知は、文書により、学部長等が学生本人に対して行う。

2 懲戒処分の発効日は、学長が決定する。

(告示)

第7条 懲戒処分を行った場合は、学内に告示する。

2 期限の定めのある懲戒処分は、期間の終了をもって解除とみなし告示しない。

(懲戒処分に関する文書)

第8条 懲戒処分に関する文書は、懲戒処分申請書、懲戒処分（退学・停学・謹慎・訓告）告知書、学生懲戒記録簿及び懲戒処分解除通知書とする。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第9条 学部長等は、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

(懲戒の種類)

第10条 懲戒は、学則51条第1項の各号に定める、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

(退学)

第11条 退学は、学生としての身分のはく奪である。

(停学)

第12条 停学は、無期停学及び有期停学とする。

2 無期停学の期間は3か月以上、有期停学の期間は1か月以上3か月未満とする。

3 停学の期間は、学則第14条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。ただし、停学の期間が3か月をこえるときは、修業年限に算入しない。

4 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会等の議を経て、学長に対し、その処分の解除を文書により申請することができる。

5 学長は、処分解除の申請を受けたときは、全学教授会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

6 無期停学は、原則として3か月を経過した後でなければ、解除することができない。

7 無期停学の解除の告知は、学内に公示するとともに、学部長等が被処分者本人に対して行う。

8 学部長等は、停学期間中においても、指導上の観点から必要と判断した場合には、指導教員を定め、学生を呼び出し指導を行うことができる。なお、指導教員を担任教員が兼ねることができる。

9 前項の指導教員は、指導記録簿を作成するものとする。

(謹慎)

第13条 謹慎は、自宅謹慎及び登学謹慎とする。

2 謹慎期間は、1か月以内とし、期間を定めて告知する。

3 謹慎期間は、在学期間及び修業年限に含まれる。

4 停学等の処分が確定するまでの期間を、謹慎させることができる。ただし、停学処分となった場合には、謹慎開始日を停学開始日とする。

5 謹慎は、原則として自宅謹慎とし、謹慎による欠席とする。ただし、教育的観点から授業等への出席がふさわしいと判断した場合には、指導教員を定め、その監督下において、登学謹慎を認めることがある。

なお、指導教員を担任教員が兼ねることができる。

6 登学謹慎の可否及び指導教員については、教授会等の議を経て、学長が定める。

7 前項の指導教員は、指導記録簿を作成するものとする。

(訓告)

第14条 訓告は、処分としての大学の教育的意思表示である。

(懲戒処分と自主退学)

第15条 学部長等は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(懲戒処分を受けた学生の義務)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒期間中の連絡先、居所を、大学に明らかにしなければならない。

2 懲戒処分を受けた学生は、懲戒期間中であっても、大学からの呼び出しに応じなければならない。

第 2 章 各則

(試験等における不正行為に関する懲戒処分)

第17条 試験等における不正行為及びその対応については、「北陸大学試験等不正行為規程」の定めによる。

2 試験等における不正行為の懲戒は、原則として、謹慎又は訓告等とする。ただし、重ねて行った者は停学以上とする。

3 常習的であることが判明した場合には、停学以上の懲戒とする。

第 1 節 刑事事件等に関する行為

(刑事事件等に関する懲戒処分)

第18条 交通事件、薬物犯罪、ストーカー犯罪、わいせつ行為等、コンピュータ又はネットワークの不正使用、知的財産を喪失させた場合等に関する懲戒処分については、第18条乃至第24条に定めるところによる。この場合において、情状によりその処分を減じ、また、再犯の場合はその処分を重くすることができる。

(交通事件に関する懲戒処分)

第19条 飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反（刑法第208条の2に規定する進行を制御することが困難な高速度）等悪質な運転による人身事故に対する懲戒処分は、退学とする。

2 ひき逃げ等悪質な行為に対する懲戒処分は、退学とする。

3 その他の交通事件（構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。）に対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

(薬物犯罪に関する懲戒処分)

第20条 薬物犯罪（大麻、麻薬、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

(ストーカー犯罪に関する懲戒処分)

第21条 悪質なストーカー犯罪（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「法」という。）第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の行為）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

2 その他のストーカー犯罪（法第3条に規定する行為等）に対する懲戒処分は、停学、謹慎又は訓告とする。

(わいせつ行為等に関する懲戒処分)

第22条 わいせつ行為（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護育成条例等違反、盗撮（隠し撮り）等）

及びセクシュアル・ハラスメントに対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

(コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する懲戒処分)

第23条 コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用(成績表等の文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等)に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

2 その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等)に対する懲戒処分は、停学、謹慎又は訓告とする。

(知的財産を喪失させる行為等に関する懲戒処分)

第24条 本学の知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産)を喪失させる行為(知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等)に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

(その他の刑事事件に関する懲戒処分)

第25条 交通事件以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火等)に対する懲戒処分は、退学とする。

2 その他の刑事事件(傷害、窃盗等)に対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

第 2 節 懲戒処分対象以外の学生の本分に悖る行為

(懲戒処分対象行為以外の学生の本分に悖る行為への指導)

第26条 学部長等は、学生が懲戒対象には至らないものの、学則、諸規定若しくは指導を守らず、または、学生の本分に悖る行為をした場合には、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

第 3 章 教職員の義務及び任務等

(教職員の義務)

第27条 教職員は、懲戒対象行為を認め若しくは知ったときには、速やかに学部長等及び学事本部長に知らせなければならない。

2 教職員は、第3条乃至第5条に規定する懲戒手続等により知り得た情報について、守秘義務を有し、細心の注意をもって扱わなくてはならない。

3 学事本部長は、対象学生の所属等を考慮し、事務等を担当する部署を定めなければならない。

第 4 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

北陸大学試験等不正行為規程

(趣旨)

第1条 この規程は、試験等において公正を損なう行為（以下「不正行為」という。）についてその内容を定め、これに対する処置について、必要な事項を定める。

(試験における不正行為)

第2条 試験中における次の各号に定める行為は、不正行為とみなす。

- (1) 試験監督員の指示・注意等に従わない行為及び試験監督員の業務を妨害する行為
- (2) 身代わり受験をする行為あるいは身代わり受験をさせる行為
- (3) 持ち込み許可を受けない書籍、ノート、情報機器等の利用
- (4) 持ち込み許可を得た書籍やノート等の貸借
- (5) 紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだものの利用
- (6) 答案用紙、下書用紙等配布された用紙以外の用紙の利用
- (7) 答案用紙のすり替えや交換
- (8) 他人の答案を見ることあるいは自分の答案を他人に見せること
- (9) 試験場の内外を問わず、会話、電話、メール、符号等を利用した情報交換
- (10) 許可のない物品の貸借
- (11) 試験監督員の指示に反する行為

(試験監督員の措置)

第3条 試験監督員は、前条に該当する行為が行われたと判断した場合には、直ちに当該学生（以下「学生」という。）の受験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した物品等を全て預かり、学生を当該学部の教務委員長あるいは留学生別科教員（以下「教務委員長等」という。）のもとに同行する。

(教務委員長等の措置)

第4条 教務委員長等は、当該学部の学部長あるいは留学生別科長（以下「学部長等」という。）同席のもと、試験監督員及び学生から事情を聴取し、学部長等とともに事実の認定を行う。

2 前第3条及び第4条において、指定する教務委員長等あるいは学部長等が、対応できない場合には、別の教員を充てなければならない。

(懲戒手続)

第5条 試験における不正行為を行った学生に対する懲戒手続は、北陸大学学生懲戒規程に従って行うものとする。

(成績の評価)

第6条 前条に基づき、懲戒処分となった学生については、当該学期のすべての履修登録科目の成績評価をF2（受験停止）とする。ただし、前後期を通して開講される科目の成績については、当該学生が所属する学部において学部教授会の議を経て決定する。

(試験以外における不正行為)

第7条 試験以外における次の各号の行為は、不正行為とみなす。この場合、当該授業への出席が制限されたり、当該授業の成績が著しく低く評価されることがある。

- (1) 授業の中で行われる確認試験（確認テスト）や中間試験（中間テスト）等（以下「確認試験等」という。）において、前第2条に示す行為
- (2) レポート等の提出において、Web上にある他人の文章等を提出する行為
- (3) レポート等の提出において、他人の書いたものを提出する行為
- (4) 授業に出席しない者が、他人に学生証を預け、出席と見せかける行為
- (5) 授業に出席しない者が、他人に学生証を渡し、カードリーダーに通させ、出席と見せかける行為

(6) 授業に出席しない者が、出席カード等の出席確認の書類に、他人に自分の氏名や学籍番号を書かせ、出席と見せかける行為

2 前条第3号から第6号までにおいて、これらの行為を引き受けた者も不正行為とみなす。

3 第1項及び第2項の行為を重ねて行った者や悪質である場合には、懲戒対象行為として学部長等に通知し、第5条に従って行うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドライン

(趣旨)

第1条 本ガイドラインは、学校法人北陸大学情報システム利用規程第8条に基づき、本学情報システム「HUNET」(以下「HUNET」という。)を利用する際の指針及び遵守事項について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本ガイドラインにいうHUNETとは、本学における教育・研究・業務に利用するために本学が設置するコンピュータ、周辺機器、ネットワーク関連装置、ソフトウェア及びネットワーク上に構築される各種サービス、クラウドサービス基盤(G Suite for Education、Microsoft Office 365)のことをいう。

(管理及び運用)

第3条 HUNETの管理及び運用に関する事項は、学術情報センター及び学術情報センター情報推進課(以下「情報推進課」という。)が取り扱う。

2 管理及び運用に関する重要事項に関しては教育情報システム委員会で審議する。

(適用範囲等)

第4条 本ガイドラインの適用範囲は、HUNETの利用者であり、HUNETの利用が学校法人北陸大学の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。

(利用者等)

第5条 利用者等は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学学生(科目等履修生、聴講生を含む。)
- (2) 学校法人北陸大学の常勤の理事及び教職員
- (3) その他、学長が認めた者

(利用期間)

第6条 HUNETの利用期間は、在学・在籍期間中とする。ただし、学長が認めた場合はこの限りではない。

(ユーザーアカウント)

第7条 利用者等には、1人につき1つの「HUアカウント」を交付する。

2 HUアカウントの交付を受けるには、利用者等はHUNET利用申請書を情報推進課に提出し、許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者等は、HUNETの利用にあたって次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者等は、本ガイドライン及び別に定める学校法人北陸大学セキュリティポリシー、電子メール利用ガイドラインを遵守しなければならない。
- (2) 利用者等は、北陸大学建学精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいてHUNETを利用しなければならない。
- (3) 利用者等は、利用者としての管理責任を怠ってはならない。
- (4) 利用者等は、交付された初期パスワードを速やかに変更しなければならない。
- (5) 利用者等は、HUアカウントのパスワードを第三者に開示してはならない。
- (6) 利用者等は、HUNETの利用に関する虚偽の申請をしてはならない。
- (7) 利用者等は、HUNETを営利目的に使用してはならない。
- (8) 利用者等は、HUNETを利用して法令や公序良俗に反する行為をしてはならない。
- (9) 利用者等は、HUNETを利用して他人のプライバシーや著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。
- (10) 利用者等は、HUNETを利用して他人に対する迷惑や不利益を与える行為及び誹謗・中傷など人権を侵害する等の行為をしてはならない。

- (11) 利用者等は、HUNETの運用に支障をきたす行為をしてはならない。
- (12) 利用者等は、HUNETへの不正な侵入や運用の妨害をしてはならない。
- (13) 利用者等は、一般にネットワーク上で各個人が守るべきであると理解されているルールに違反してはならない。

(違反行為等に対する措置)

第9条 教育情報システム委員会は、前条に定めることへの違反行為をした者に対し、次の措置を講ずることができる。

- (1) HUNETの利用資格の取消、一時的停止、変更
- (2) HUアカウントの停止、変更
- (3) HUNETに接続している機器の切り離し、一時的使用停止
- (4) 違反行為に使用され、または違反行為の結果として生じたファイル、データ及びプログラム等の保全、削除又はこれらへのアクセスの制限
- (5) その他の教育的指導措置

(届出の義務)

第10条 利用者等は次の各号に該当する事由が生じたときは、情報推進課に届け出なければならない。

- (1) HUNET利用申請書の記載内容に変更が生じたとき
- (2) HUNET利用申請書に関わる利用を終了または中止したとき

(利用及び制限)

第11条 利用者等は、HUNETに自らが作成した著作物等を保存することができる。ただし、情報推進課はHUNETの適正な運営を維持するために利用者等のHUNETの利用制限及び著作物等を審査、削除することができる。

(利用の停止)

第12条 情報推進課は利用者等に対して、第9条2号によりHUNETの利用を停止することができる。

- 2 第5条1号及び2号に該当する利用者等がその身分を喪失した場合及び、第5条3号に該当する利用者等が所定の期間を過ぎて再申請しない場合は、HUNETの利用を停止するものとする。
- 3 利用資格を喪失した利用者等がHUNET上に所有する著作物等は、利用資格の喪失の事実を確認後、情報推進課が削除するものとする。

(免責)

第13条 情報推進課は、HUNETの障害及びHUNETの提供するサービスの遅延もしくは中断によって生じた損害に対し、責任を負わないものとする。

- 2 利用者等の不注意により、利用者等が被った損害について、情報推進課は一切の責任を負わないものとする。

著作権法、北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドラインの遵守について

授業・オンライン授業の資料や授業動画を著作権者である教員の許諾を得ずに、勝手にインターネットなどで第三者に提供及び配信・公開することは、著作権法上、不当な行為となります。また、北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドラインの第8条に違反することに該当します。第8条に違反すると第9条の措置を受けることとなりますので、ルールを厳守してください。